

平成30年第4回平群町議会

定例会会議録（第3号）

| | | |
|---|--|--|
| 招 集 年 月 日 | 平成30年6月13日 | |
| 招 集 の 場 所 | 平群町議会議場 | |
| 開 会 （ 開 議 ） | 6月13日午前9時0分宣告（第3日） | |
| 出 席 議 員 | 1 番 山 本 隆 史 3 番 井 戸 太 郎 5 番 稲 月 敏 子 7 番 山 口 昌 亮 9 番 高 幣 幸 生 1 1 番 下 中 一 郎 | 2 番 城 内 敏 之 4 番 森 田 勝 6 番 植 田 い ず み 8 番 山 田 仁 樹 1 0 番 窪 和 子 1 2 番 馬 本 隆 夫 |
| 欠 席 議 員 | な し | |
| 地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名 | 町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 政 策 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 観 光 産 業 課 長 都 市 建 設 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 上 下 水 道 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事 政 策 推 進 課 主 幹 総 務 防 災 課 主 幹 住 民 生 活 課 主 幹 健 康 保 険 課 主 幹 福 祉 課 主 幹 福 祉 課 主 幹 観 光 産 業 課 主 幹 | 岩 崎 万 勉 西 脇 洋 貴 岡 弘 明 橋 本 雅 至 大 浦 孝 夫 瓜 生 浩 章 山 口 繁 雄 中 村 九 啓 辰 巳 育 弘 今 田 良 弘 西 岡 勝 三 寺 口 嘉 彦 松 村 嘉 容 島 野 千 洋 巳 波 規 秀 山 崎 孔 史 東 川 雅 俊 浅 井 利 育 南 佳 子 乾 宏 美 松 本 光 弘 川 端 康 嗣 |

| | | |
|---|--|---|
| <p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p> | <p>観光産業課主幹 都市建設課主幹 都市建設課主幹 教育委員会総務課主幹 教育委員会総務課主幹</p> | <p>西岡 亨 竹吉 一人 勝山 修志 浦井 久嘉 末永 潤子</p> |
| <p>本会議に職務の ため出席した者 の職氏名</p> | <p>議会事務局長 主 幹 書 記</p> | <p>上田 昌弘 高橋 恭世 和田 里絵</p> |
| <p>議 事 日 程</p> | <p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p> | |

平成 3 0 年 第 4 回 (6 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 3 号)

平成 3 0 年 6 月 1 3 日 (水)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一 般 質 問 発 言 順 序

| 発言順序 | 議席番号 | 氏 名 | 質 問 要 旨 |
|------|------|-------|---|
| 7 | 2 番 | 城内 敏之 | <ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険について 2 (仮称)文化センターのテラスについて |
| 8 | 1 番 | 山本 隆史 | <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者運転免許返納後の移動手段として |
| 9 | 10 番 | 窪 和子 | <ol style="list-style-type: none"> 1 「竜田川駅の早期バリアフリー化」と「マスタープラン (基本計画)の策定」を 2 「新生児聴覚検査」と「産婦健康診査」に公費助成の導 入を 3 特別支援教育における「デイジー教科書等音声教材の活 用」を 4 中学校図書館に専任司書の配置を 5 福祉有償運送事業(移送サービス)のさらなる充実を |
| 10 | 7 番 | 山口 昌亮 | <ol style="list-style-type: none"> 1 地域活性化の一助「軽トラ市」開催の具体化を 2 国道168号の森脇橋以北の歩道設置と安全対策につい て 3 若井火葬場撤去事業について 4 榎原の農地への土砂等不法投棄の早期改善を |
| 11 | 11 番 | 下中 一郎 | <ol style="list-style-type: none"> 1 平群町第5次総合計画の見直しについて 2 健康長寿奈良県1位を目指して 3 音楽のまち平群を |

再 会 （午前 9時00分）

○議 長

皆さん、おはようございます。連日御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成30年平群町議会第4回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は11名の議員から提出されており、昨日に6名の議員の一般質問が終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

発言番号7番、議席番号2番、城内君の質問を許可いたします。城内君。

○2 番

議長の許可を得ましたので質問をさせていただきます。質問は2つです。

質問1、介護保険について。平成30年からの改正点をお聞きしたいと思います。

急激な高齢化に伴い、介護保険の利用者が増大し必要な費用の増大が見込まれます。2025、平成37年にはいわゆる団塊の世代の全てが75歳を超えるので、介護や医療のニーズが著しく増大することがうかがえます。また、反対に少子化が進み、介護保険の支え手の減少が考えられます。そんな中で平成29年度には、利用者負担の見直しなど制度の安定性、持続の可能性を高めるための改正が行われました。

そして、今回の改正へと流れてきました。そこで上位下達的な案件ですし、改正されて間もないことなので、実態までは把握しきれてないと思いますが、わかる範囲で町としてのお考えを聞かせてください。

1番目に高所得者の負担率の見直し。2段階が3段階になりました。これによって平群町内でどの程度の効果があるのでしょうか。高所得者といっても対象が年収340万程度ですので、負担金のふえる対象者はかなり多いと思います。

2番目、福祉用具の貸与の価格の上限が設定されました。価額格差の是正が目的だと思います。平群町内でも格差があったのでしょうか。ちょっと調べがつかなかったのですが、平群町内に何軒ぐらいの対象になる業者がおられるの

でしょうか。

3番、共生サービスがスタート。介護保険と障がい福祉の両制度に新しく共生型サービスが一体的に利用できるようになりました。つまり、障がい福祉を受けていた人が、高齢になり介護保険対象者になっても、今までと同じサービスを受けられるようになったと理解していますが、平群町内の実態はいかがでしょうか。またその業務内容の範囲はいかがでしょうか。

4番、介護保険施設、介護医療院の新設。法律上、医療と介護が一体化された結果ということですが、慢性的な医療や介護のニーズの増加に対応するため、1カ所で介護や機能回復訓練を行うことがその目的と思われま

す。つまり、長期療養の必要な要介護者に対して、病気療養のための医療と日常生活上の世話、介護が一体的に提供されるということと理解しています。

この施設は現存のどれかを当てるのか。どれかに新設を考えているのですか。対応をいかにされるのか。考えを聞かせてください。

5、改定の中にありませんが、非該当（自立）の裁定になった人への救済措置。介護が保険で受けられない場合、その救済措置をどう考えておられるのかお聞きしたい。

市町村が提供するサービスと民間の手を借りて費用を軽減すればよいといわれていますが、平群町が行えるサービスとはどんなことですか。民間の手とはどう考えたらいいのでしょうか。

6番目、上記5に関連しますが、家庭内の介護が奨励されていますが、核家族化された現代では、昔のように祖父母に頼るわけにはいかず、家庭内の誰かが退職して介護に当たらざるを得ず、たちまち困窮していく不安を聞かされます。平群町の現状と町としてのお考えをお聞きしたい。

少子化と高齢化の間に挟まれて福祉課としては大変な時代への対応で、難しい立場ということもよくわかりますが、よろしく御回答をお願いします。

質問2（仮称）文化センターのテラスについて。先日行われた町民説明会の出席者のアンケート結果も見せていただきましたが、そのことで今さらだなどと思いますが、何とかならないものかとの要望が一つに集中して、幾人かからも聞かされたので、あえてその要望を伝えさせていただきます。今さらとまることのできない段階にあって、文化センターの建設を心待ちにする人たちや公約だから進めるのもよかろうと考えてくれている人々からも疑問や要望が集中したのがテラスでした。

国や県の支援を受けるための枠内での苦勞もよくわかっているつもりですが、同じ声の多さに、その方々の考えを質問の形をとることにしました。

1、1階部分に必要な面積を取るために、あえてテラスが計画されたのか。

山のポッケの平群です。多くの窓があればどこの山も見ることができます。床面積の関係で屋根のない空間が必要だったのでしょうか。

2、傾斜の緩やかな屋根を作るために経費や構造の無駄があったのではないのでしょうか。省けないのでしょうか。2と同じことになってしまいましたが、陸屋根にして2階に屋根のない部分を作ることで、構造と経費の削減はできませんか。この件に関しては、疑義を訴えた人のほとんどの意見が共通していました。つまり、プリズムが例に挙げられたんですが、プリズム、2階にテラスがありますね。ああいう形にしたら、面積、屋根がないので部屋として勘定されないから面積は稼げるんじゃないかという意見です。

この件に関しては、いろんな意見もありましたが、プリズム平群のテラスが例に挙げられました。これはあんまりええ話じゃないですけども、「一度でも使ったことがあんのか」と。それからテラスは、「テラスの現在の現状を見たか。床がボロボロやぞ」と。これは現在使用されてる方への批判ではなく、テラスを使いこなせないのに計画に入れたことへの批判と受け止めました。

4番、部屋数にクレームする人も多くおられました。統合される人権センター、図書館と公民館の合計部屋数より少なくしなければならないと以前にお聞きしていたので説明しましたが、皆様が納得してくれません。担当者各位の苦渋の決断とわかっていても、それらの方々が大変よくやっただけのことともわかりながら、支持者の皆様からの声としてお伝えしておきます。苦しい胸の内を知らながらの質問ということで申しわけありませんが、よろしく願います。

○議長

福祉課長

○福祉課長

それでは1項目の介護の件について回答します。1点目の高所得の負担率見直しにつきましては、本年8月より介護保険サービスの利用者負担が2割負担のうち特に所得の高い方につきましては3割負担となります。3割負担対象となる方は、単身年金収入等340万円以上。夫婦世帯463万円以上です。

本町の3割負担による影響額は第7期介護保険事業計画で推計しています。平成30年度は、110万6,000円を見込んでいます。対象者は国の推計では、サービス受給者の3%としており、本町ではサービス受給者、平成30年3月利用約900人のうち、約27名が3割負担と見込んでいます。

2点目、福祉用具貸与の価格の上限設定につきましては、本年10月より国が商品ごとに貸与価格の全国的な状況を把握の上、福祉用具の全国平均貸与価格を公表し、上限設定を行うこととなりました。

本町利用者での価格差につきましては、主要貸与品目、手すり、特殊寝台、特殊寝台付属品について調査したところ、同価格にて貸与していることがわかり、価格差はございませんでした。町内のレンタル業者はございません。

3点目、共生型サービス。共生型サービスにつきましては、本年4月より開始された新たな制度です。従来障がい福祉サービスを利用していただいていた障がい者の方が高齢になり、今まで利用していたなじみの障がい福祉サービス事業所が利用できなくなり、介護保険事業所の利用が優先されるというものを新たに障がい福祉サービス事業所と介護保健事業所を兼ねた共生型サービス事業所を位置づけて、同じ事業所で継続して使用できるというものです。

本町では現在のところ、共生型サービス事業所はございません。利用者もいらっしゃいませんが、今後、障がいのお持ちの方が高齢化していくことから、共生型サービス事業所が整備されると予測しております。

4点目、介護保険施設、介護医療院につきましては、今後増加が見込まれる慢性期の医療、介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れやみとり、ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として、創設された施設類型です。

この施設は現存する介護療養型医療施設、2023年度末廃止から転換、既存の老健、病院、診療所から転換されるまたは新設されることが考えられます。介護医療院は広域入所で県指定です。町で整備する計画はございません。町の対応としては今後介護医療院を被保険者が利用された場合に、保険給付をするというものです。

5点目、非該当になった人への救済措置につきましては、介護認定で非該当とされた方であっても65歳以上であれば、介護予防日常生活支援総合事業が利用いただけます。この事業は、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業とがあります。介護予防・生活支援事業では簡易な生活状況等についての項目、基本チェックリストで生活機能が低下し、事業対象者と判断された方は介護予防訪問介護、介護予防通所介護が利用できるというものです。これが議員をお尋ねの民間によるサービス提供となります。

また、一般介護予防事業では、高齢者の方が自立した日常生活を営むことができるよう生きがいづくりや介護予防のための運動知識の啓発を行うとともに、集いの場の提供を行うというものです。具体的な事業として、元気アップ教室、平群いきいき百歳体操、はつらつサロン、認知症わくわく教室の開催などがあります。この事業は町の地域包括支援センターが実施しています。

今年度におきましても引き続き事業を継続するとともに新規事業としてウォーキングやラジオ体操を地域展開してまいりたいと考えております。

さらに一人暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に食材の買い物や家屋内の整理整頓、家の周りの簡易な手入れ、外出の付き添いなど日常生活の援助を行う軽度生活援助事業があります。配食サービスなども、一人暮らし高齢者、高齢者世帯の安否確認を含めた定期的に栄養バランスのとれた食事を配食するというサービスで、その一つであると考えています。

6点目、家庭内での介護。家族が退職し介護に当たる話を聞く。平群町の現状と考え方についてでございますが、現在のところ、家族が退職し介護をしたという実態を本町としては把握をしておりません。本町の考え方といたしましては、この介護保険制度が高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者の増加や介護期間の長期化、介護に対するニーズが増大する一方で、核家族化の進行、介護する家族の高齢化、老老介護など介護を支えてきた家族をめぐる状況の変化を背景に、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設された制度でございます。

介護により退職を余儀なくされることがないように、介護保険サービス等の利用促進が図れるよう、一層啓発に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議 長

城内君。

○2 番

ありがとうございました。今のところ、平群町には影響は少ないということ、そう思ってたらいいですね。それで、先ほどの5番の民間のサービスですけども、これは介護の認定された人がやるのか、それともボランティアがやるのか、両方あるんでしょうな。その辺はどうなんでしょうか。

○議 長

福祉課長

○福祉課長

非該当になっても、簡単なチェックリストで事業対象者となれば、今の要支援と同じサービス、これは予防の訪問介護と予防の通所介護、これは今までどおり受けれると。これはこういうことです。

それプラス、ボランティアとなってくると、小地域ネットワークであるとか、そういったボランティア活動がございます。ボランティアで家に行ってサービスするっていうのは、平群町では今のところ行っておりません。以上です。

○議 長

城内君

○2 番

前後しますが、3番の共生サービスのスタートのことで、その業務内容の範囲はいかがですかというあれをしとった。これは泊まるとか通所するとか、そういう範囲ですか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

はい。今言っていたようにそういうことです。というのは、例えば泊まる。障がいでも、平群で大空の家がグループホームをやっております。これが65歳になったら障がいのこのサービスが使えない。出て行かないといけないということですよ。今度共生型になれば、引き続いて65歳になっても介護と障がいと両方の指定っていうことになります。共生型というのは障がいと介護の両方の指定があるっていうこと。引き続いてそのままサービスを受けられる。

例えばヘルパーさんが家に行っていると。障がいでもヘルパーさんがいっていると、65歳になったらその事業所が介護の指定を持ってなかったら行けない。これが障がいも介護も持っていたら、引き続いてヘルパーさんがその家行ってサービスできると。こういったことですので、今まで両方持ってる所はいいんですけど。持ってない所がほとんどなんで、介護も障がいも両方共生型という名前に変えて、両方使えるようにするとこういった制度でございます。

○議長

城内君。

○2番

ありがとうございます。よくわかりました。さっきもちょっと、文書でも言うんですけど、これからどんどん介護の利用がふえてくると思いますので、よろしく頑張ってください。ありがとうございます。この件これで結構です。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

それでは議員、大きな2点目、(仮称)文化センターのテラスの件についてお答えいたします。まず答弁に際しましては(仮称)文化センター、図書館建設事業の実施にあつては、既存3施設の延べ床面積の範囲内で設計を進めてきましたこと改めてお伝えさせていただきます。

そこで小さな1点目の1階部分に必要な面積を得るために、あえてテラスが計画されたのかについてですけれども、このテラスについては、質問の中で傾斜

の緩やかな屋根と陸屋根の比較ということで、そういう内容でございますので、矢田テラスについての質問ということでお答えさせていただきます。

施設の平面計画として、補助金や起債のスキーム上、延べ床面積に制限がある中で、貸し館と合わせましてワークショップでも要望のありました町民の皆様が予約なしに気軽に利用できるスペースを計画するために2階にラウンジスペースとそれにつながるテラスを計画したものであります。

テラスと直接つながることで室内空間の面積は小さくても開放感のある施設とすることができます。またテラスに面する研修室は、絵画や工作などの創作活動に利用できることを想定しており、テラスにまで活動が広がることを期待しているもので、皆様が集い、交流する場として計画したものであります。

次に小さな2点目と3点目ですけれども、この二つについては、屋根に関する経費と構造の件で内容が重なる部分がありますので、合わせてお答えさせていただきます。もちろん設計の手法としては、陸屋根にすることは当然可能です。その場合は図書館の天井が全てフラットになります。そうしますと、図書館としては、やや圧迫感が懸念されますし、何より大きな勾配屋根の下で吹き抜け空間を通して、1階2階それぞれの活動の気配が感じられるようにしてにぎわいを生む、そのことが施設のコンセプトでありますので、そこを大切にしながら設計にあたったもので、1点目でも答弁いたしました。テラスにまで活動、交流が広がることを期待して計画したものであります。

なお屋根は軽量の金属屋根を採用し、負担を軽減した合理的な鉄骨構造であり、経費と構造面にも十分配慮した設計としています。

続いて小さな4点目。部屋数が少ないのは規制があるのかについて、お答えいたします。この施設は先ほどもお答えしましたように、延べ床面積に制限があるのは御承知のことと思います。そのような中でワークショップの意見も踏まえ、1階2階の平面計画を検討し、防音会議室、親子観覧席、映像音響設備常設の研修室など可能な限り要望にお応えしながら、現中央公民館と同数の8部屋を確保したもので、複合化の利点を生かしたコンパクトな施設配置が交流を生むものであります。

なお2階の研修室の1と2は可動間仕切りで、2部屋に仕切ることが可能であり、利用方法によっては2部屋増の10部屋となります。限られたスペースでありますけれども、より有効的、効率的な活用を目指したいと考えております。以上でございます。

- 議 長
城内君
- 2 番

わかりました。いろいろこっちの思い込みもありまして、とんちんかんやったかもしれませんが、もうちょっと質問させてもらいます。5月15日開催の住民説明会では、参加者からの質疑の中で矢田テラスは過剰ではないかとの意見がありましたけども、設計での考え方はこれはもう、ちょっとだぶりましたけれども。

それから、生駒テラスや信貴テラスは、小規模だが特段の利用法はあるのか。広さにして三畳ずつぐらいですかね。それから3番目、現中央公民館と文化センターの部屋は面積的に多いのか少ないのか。これもうお答えいただいたと思います。もう一度お願いします。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

ただいまの再質問にお答えさせていただきます。一つ目ですね。矢田テラスは過剰ではないのかとの意見があった。設計での考え方はということでございます。この件については、先ほどの答弁と重なる部分がありますけども、このテラス基本設計におきまして、1階2階の平面計画を検討するに当たり、コンセプトであります文化交流拠点として。またコミュニティー活動の拠点として、皆様が集い交流する場として。またワークショップで出されました意見、御要望であります屋上が使えるとよい。予約なしでも入られて、いられる場所が欲しいと。オープンテラスがあればうれしいと。そういうような声も大切にしながら、設計に取り入れたもので、文化センターでの活動や皆様の御利用がテラスにまで広がるよう計画しましたもので、述べ床面積にカウントされないテラスを有効活用したものであります。

それと2点目の再質問ですけども、生駒テラス、信貴テラスの使い方でございます。それぞれ小さいテラスでございますけども。矢田テラスと同様に各部屋から利用できるスペースとして、計画したものでございます。日常的な利用やイベント時の利用も含めて、小さいながら広場や駐車場を利用したイベントを楽しめる空間としても機能するものであります。

それと3点目の質問でございます。文化センターと現中央公民館の面積の件やったと思います。面積的には現中央公民館の部屋の面積よりは、やや多めの面積を確保しておりまして、新しい文化センターには1階には50平米程度の使いやすい会議室を配置しまして。2階には研修室として70平米から80平米程度の確保をして、利便性の確保を図ったような設計でございます。以上でございます。

○議長

城内君。

○ 2 番

ありがとうございました。テラスにこだわった質問、要望が多かったので、今さらと思いながら、皆さんの気持ちを伝えたかったので質問させていただきました。よろしく頑張ってください。以上で終わります。

○ 議 長

それでは城内君の一般質問をこれで終わります。

しばらくお待ちください。

○ 議 長

発言番号 8 番、議席番号 1 番、山本君の質問を許可します。山本君。

○ 1 番

議席番号 1 番、山本隆史でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただいております 1 項目について質問させていただきます。

高齢者運転免許返納後の移動手段として、平成 27 年 12 月議会におきまして、高齢者運転免許自主返納支援制度について一般質問をさせていただきましたが、今回は運転免許を返納後の移動手段として提案型の質問をさせていただきます。

全国で高齢者による道路の逆走や建物・歩行者の列に誤って突っ込むような交通事故は、毎日のようにニュースで取り上げられ、社会的問題となっております。また、これらのような交通事故に期待される自動運転実験車も米国、アリゾナ州で今年の 3 月、車道を横断中の歩行者をはねて死亡させる事故が発生し、法整備やインフラ整備も含めると、普及までにはまだまだ時間がかかりそうです。

警察庁がドライバーの年齢層別に分けて死亡事故件数の平均を調べた結果、免許保有者 10 万人当たりで 75 歳未満が 3.7 件だったのに対し、75 歳から 79 歳は 5.7 件、80 歳から 84 歳は 9.2 件、85 歳以上に至っては 14.6 件と 75 歳未満の 4 倍近くにも達しています。

昨年末時点での運転免許保有者は 8,225 万 5,195 人で、このうち 65 歳以上が 1,818 万 3,894 人で全体の 22.1% に達しており、総保有者の 5 人に 1 人が 65 歳以上になります。

平群町では高齢者運転免許返納支援制度として、自主返納された方に対し、町内商業施設等の加盟店に御協力をいただき、割引サービスを実施しながら高齢者交通安全支援自治体となりコミュニティーバス回数券 5,000 円分、もしくは奈良交通・エヌシーバスの路線バスで利用できる IC カード 5,000 円分を 1 回限り交付することになっており、平成 30 年度予算では総務費・コ

ミニティーバス推進事業費で乗車券購入費40万円を計上していただきました。

町の財政上、これ以上の自主返納者支援事業の拡充は厳しいということも一定理解します。

平群町の高齢化はこの4月末で37.0%となりました。町内高齢者運転免許返納者数は平成27年で60名、平成28年で60名、平成29年で66名、平成30年4月末で26名であり、少しずつ増加しております。ちなみに返納者のうち回数券を申請されたのは、平成28年60名のうち57名で95%に対し、平成29年66名のうち44名で66.6%と非常に減少した。申請率については、まだ9月の決算書を見てから担当課へ御質問しますので、調査を進めておいてください。

本題に戻り、自主返納者は全国的にも右肩上がりにふえ続け、75歳以上で返納された方は昨年1年間で25万3,937人に上ります。確かに、免許を返納して運転する高齢者が減れば、事故も減少するかもしれませんが。しかしマイカーは日常の暮らしに欠かせない移動手段であり、農業などに従事されている方は免許を手放せない事実がございます。

高齢ドライバーの問題は、個人や家族だけの話ではなく、地域全体で考えていく課題だと私は考えます。高低差のある地形であります平群町では、ミニティーバスの減便により、運転免許の自主返納を考える高齢ドライバーは、その後の移動手段について悩まれていると思います。

平群町の高齢ドライバー数名に免許返納について伺いましたところ、公共交通が充実していないとの回答が聞こえてきます。そこで今回提案しますのが、自家用有償旅客運送事業や乗合交通の導入です。自家用有償旅客運送とは、バス・タクシー事業が成り立たない場所であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に必要な安全措置を取った上で、市町村やNPO法人等が自家用車を用いて提供する運送サービスであり、重要な制度として位置付けられています。

簡単に言いますと、地域の皆さんが登録ドライバーとなり、マイカーで住民の皆さんや観光客をドア・ツー・ドアの移動手段としてお手伝いするものです。

平成30年4月に国土交通省自動車局旅客課より、導入に際してのハンドブックが作成されていますので、内容を確認しましたところ、地域における関係者の合意や道路運送法に基づく登録など、非常に簡潔明快に記載されていました。

一例としまして、平群町のし尿処理でお世話になっております兵庫県養父市におかれまして、この5月より「乗ってうれしい、乗せてもうれしいマイカー

運送」と題して、この運送事業を開始されました。そして活力と魅力あるまちづくりの実現。地域課題の解決に向けて、市民・企業・団体・行政が一体となって取り組んでいきますとホームページ上で記載されております。

運賃もタクシーの6割から7割に設定されていることから、利用者の喜びの声が聞こえているそうです。登録ドライバー側からは、住民の皆さんのお役に立てた上に報酬までもらえて大変ありがたいそうです。利用者が運賃を支払い、登録ドライバーの報酬はその中から支払いますので、行政としては補助金等も不要でございますし、わずかながら住民さんの雇用も生みます。

一方、乗合交通とはコミュニティー交通とも呼ばれ、地域により手法は多少異なりますが、鉄道駅や路線バスの停留所が御自宅の近くにない地域、地形勾配が急で駅や停留所からの高低差が大きい地域など、既存の公共交通機関を生活移動手段として利用することが難しい地域、いわゆる公共交通不便地域の住民が主体に運営する輸送手段です。

こちらも一例として、兵庫県西宮市の生瀬町が平成27年10月より本格運行されており、地域における具体的な変化としては、地元協議会や地域の方々の支援で安定して運行しているため、自家用車の利用を控えたり、運転免許を返納する事例が出てきているほか、バスの時刻に合わせお出かけをするなど、外出機会の増加やライフスタイルの変化が見られるそうです。

また、同じ地域にお住まいの運転手さんであるために、小学校低学年のお子様一人だけでも安心して乗せられるとの声があり、通学や遊びに利用する子供たちもふえているそうです。

まずは高齢者運転免許返納後の移動手段として、平群町にも地域住民主体の自家用有償旅客運送事業やコミュニティー交通を導入できないものか、お尋ねします。端的に明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは山本議員さんの高齢者運転免許証返納後の移動手段ということで、自家用有償旅客運送事業及びコミュニティー交通の導入ということで、御提案をいただきました。

まず質問にありました自家用有償旅客運送事業について、奈良運輸支局と県の地域交通課に確認をいたしましたところ、自家用有償旅客運送事業につきましては、交通空白運送と福祉運送の2種類があり、交通空白運送については地域の移動ニーズとしてバス・タクシー事業者のサービス提供が困難な地域において、住民等が外出するための移動手段を確保したいがある場合について市町

村やNPO法人等が自家用車で輸送運送を行うものでございます。

また、運転の条件としまして、バスやタクシー事業が成り立たない場合、対象地域が広く住民要望に沿った運行ができない。また利用者が見込めず採算が合わない。対象地域に交通事業者がいない等で地域における輸送手段の確保や必要な安全上の措置を行った上で、市町村やNPO法人が自家用車を用いて提供する運送サービスで、旅客から収受する対価は実費の範囲として定めておられます。

本町におきましては、現在バス・タクシーが運行しており、福祉有償運送以外での事業展開は困難であるため、道路運送法に定められた自家用意有償旅客運送の交通空白運送につきましては、今のところ該当しない可能性が高いというような見解でございました。

次にコミュニティー交通の導入についてですが、コミュニティー交通の導入の可能性については、基幹の公共交通である電車、路線バス、タクシーの補完的な交通施策として、一部を運行することについては可能ではないかというような見解でございました。以上でございます。

○議長

山本君。

○1番

御答弁ありがとうございます。奈良運輸支局と県地域交通課のほうに調べていただいた結果、平群町では自家用有償旅客運送事業は道路運送法上は該当しない可能性が高いのは、これは残念ながらであります、認めざるを得ません。

では、二つ目に提案させてもらいましたコミュニティー交通導入の可能性があると御答弁いただきましたが、実際に導入に対しての、例えば課題や問題点などわかりましたら、詳細を再度御質問させていただきます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

コミュニティー交通の導入に伴う問題点といいますか、ハードルといいますか、一つの事例によってお答えをしたいと思えます。地域によっていろいろございますねけども、一つの事例としてお答えをさせていただきます。

一つ目は現在のバス等の公共交通が不十分であるとする地域の方々が、主体となって活動が形成されるということ。二つ目は、地元のニーズについて関係機関や交通事業者との協議を行わなければならないこと。三つ目に交通に関する協議会を設立しなければならない。四つ目に地域公共交通会議で、コミュニティー交通導入について、議論して事業計画や運行について承認を得なけれ

ばならない。五つ目に運輸支局との許可を得なければならない。

その後を導入するということになりますけども。六つ目に運行結果の検証と見直しをしなければならない等々、こういうようなハードルがあるということでございます。

なお、地元が主体となり活動事業を進めていただくわけでございますけども。町も全体の調整役としては、参加してもいいということになっております。こういうことで、一応、一つの事例として参考意見と答えさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議 長

山本君。

○1 番

御答弁ありがとうございました。私がこのコミュニティー交通に関心を持ったのは、地域住民の方が主体となりということと、それから町財政が大変厳しいということです。住民さん同士の助け合いといえるこの事業をこの際、住民さんのマンパワーを借りてみてはどうでしょうか。

導入に際しての課題は、今御答弁いただきましたように、幾つかハードルはございますが、これらを町内のどこかの自治体が克服し、道筋を立てることができれば、また競争原理も働き、みるみるうちに各自治会へ広がると期待しております。

そして高齢者運転免許返納後の移動手段が確保できれば、交通事故の被害者も減らせますし、また言い換えれば加害者も減らすことは可能でございます。

昨日の馬本議員さんや井戸議員さんの質問にもありましたように、高齢化の進むなか、住民さんからの移動手段の要望も年々増してくると思いますので、行政側が地域公共交通会議等へ、地域で取り組むコミュニティー交通をぜひとも御提案されてはいかがでしょうか。

本当に必要な移動手段を選択するのは、行政でもなく議会でもなく住民さんであるべきだと私は思っております。

最後に町長、私の質問に対する御答弁ではなく、私の提案に対する御意見を一ついただけますでしょうか。

○議 長

町長。

○町 長

いろいろと御提案、御提言いただきまして、ありがとうございます。高齢化・人口減少社会を迎えるなかで行政が果たすべき役割は非常に増している。その一方で、行政が全てを賄うということもなかなか難しい時代になってきてお

ります。

そういう意味では議員御提案のこのコミュニティー交通ですか、こういう方式につきましては、住民同士の助け合い、そして助け合いが住民同士によりまして安全安心の町を住民の皆さんで作っていくということでございますので、大変重要な要素になってきているんかなど。そのこと自体が住民さん同士が助け合うということ自体が、これからのまちづくりに大変重要な要素になってきているというふうに思うわけでございます。

いろいろとハードルもあるようではございますが、議員の御提案を今後参考にしていきたいなと思っております。ありがとうございます。

○議長

山本君。

○1番

御意見ありがとうございました。今後もこの高齢者、私は今回、運転免許自主返納者、高齢者に対しての移動手段ということでございましたが、当然、高齢者の方全体に対しての移動手段ということの問題にも当たってまいりますので、今後とも、私も一生懸命この問題については取り組んでいきたいと思いません。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは山本君の一般質問をこれで終わります。

10時5分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時49分)

再 開 (午前10時 5分)

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号9番、議席番号10番、窪君の質問を許可いたします。窪君。

○10番

10番、窪でございます。それではただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただいております5項目について、質問をさせていただきます。1項目めは竜田川駅の早期バリアフリー化とマスタープラン（基本計画）の策

定をについて質問いたします。

高齢者や障がい者が円滑に移動できる社会を目指す、改正バリアフリー法が本年5月18日に成立しました。12年ぶりとなる今回の改正は、急速な人口減少、少子高齢化に対応し、バリアフリー化を一段と加速させることが目的です。これまでバリアフリーのまちづくりを進める上で、課題となっているのが施設単位での取り組みが先行し、移動の連続性が確保されていないケースが少なくないことです。

例えば、駅や公共施設はバリアフリー化されても、両者をつなぐ歩道が点字ブロックがない、幅が狭く車椅子と人がすれ違うことができないという状態では連続した移動は難しい。誰もが移動しやすい町にするため、同改正法の柱は市町村がバリアフリー方針の作成や重点的に取り組む特区を定めるマスタープランを策定し、明示することが努力義務としており、駅や道路・公共施設で一体的に段差解消を進めるなど、地域の実情に応じたきめ細やかなバリアフリーを後押しします。

施策について、障がい者などが参加する会議が定期的に評価する仕組みも導入、ただ国は市町村にはプラン作りに必要な人材やノウハウの面で、差があることに目配りが必要と認識をしており、ガイドラインの提示や先進事例の情報提供、作成、経費の助成など国による支援も必要となります。

1番、そこで平群町の5月末現在の高齢化率は37.1%と進捗し、高齢者や障がい者が移動しやすい町にするためには、バリアフリーのマスタープランの早期策定が必要と考えますが、いかがお考えでしょうか。

2点目、3月議会においても竜田川駅バリアフリー化の早期実施を質問するなか、町としても近鉄と会議を行い小規模な簡易スロープの設置を含め、早期バリアフリー化の検討を依頼していただき、近鉄より「改札と階段が狭くはなるがバリアフリー化は可能である」と、初めて明快な回答をいただきました。

また今年2月、近鉄生駒線利用者促進協議会では3,000人以上の利用者がいないため、優先順位にはならないが対象人数が国で改正された場合、事業を進めたいと回答があり、引き続き協議し、利便性向上に努めたいとの答弁をいただいております。

そこで、小さな項目といたしまして、竜田川駅のバリアフリー改修にかかる経費の試算についてお尋ねをいたします。

2点目、竜田川駅の一日の乗降客数は約2,000人ですが、本年2月2日の衆議院予算委員会において、公明党の石田議員の質疑に対して、石井国土交通大臣より、利用者数3,000人未満の駅についても地域の実情に鑑み、高齢者・障がい者等の利用の実態を踏まえて、バリアフリー化を進めることを基

本方針として取り組んでおり、2016年度末時点で、約20%の駅がバリアフリー化されている。改正バリアフリー法の成立後には小規模な駅などのバリアフリー化についても、ハード・ソフト両面からしっかり検討すると大変前向きな答弁を国でもされております。

また竜田川駅の段差解消に一日も早く取り組んでほしいと竜田川駅の早期バリアフリー化を求める会の皆さんが署名活動に取り組んでおられます。

このようなことから町として、早期バリアフリー化を近鉄にさらに求めるべきと考えますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

大きな2項目めは、新生児聴覚検査と産婦健康診査に公費助成の導入をについて質問いたします。母子の健康と子供の健やかな成長を目指し公明党が進めてまいりました妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援について、厚生労働省は新たな事業を実施するために必要経費が計上されております。

1点目、まず先天性の聴覚障がいの早期発見に向けて、新生児聴覚検査の推進体制の整備についてです。新生児の先天性の聴覚障がいの頻度は1,000人に1人から2人の割合です。障がいに気づかない場合、耳からの情報に制約があるためコミュニケーションへの支障や言語発達の遅れにつながります。

しかし難聴の早期発見から早期支援、療育で適切な対応をすれば、影響を最小限に抑えることができます。現在、新生児期に聴覚検査を簡易にできる機器が開発され、短時間で精度の高い聴覚検査ができるようになっております。しかし新生児の聴覚検査の個人負担が平均5,000円になることから、検査の充実と負担軽減のための助成制度の導入が必要です。

厚労省は、全ての新生児聴覚検査を受けられるよう地方交付税措置を行い、取り組みの促進をしております。平群町においても、新生児期聴覚検査の公費助成をすべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

2点目、妊娠から出産までの切れ目のない支援の一つとして、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査により、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び産後鬱の予防の観点から、精神状態の把握等の重要性が指摘をされております。出産後の母親が育児への不安や重圧などによって、精神的に不安定になる産後鬱は新生児への虐待を招く恐れもあります。

こうした事態を防ぐには、産後2週間や1カ月などの時期に産婦検診を行い、母体の回復や授乳の状況、精神状態を把握して適切な対応を行うことが重要とされております。

産婦健診は問診や血圧測定・尿検査に加え、産後鬱病のリスク度の判定に役立つエジンバラ産後鬱病質問票を活用したスクリーニングなどを実施されております。この検診を利用した産婦のうち88%が不安が減ったと回答。さらに一

番不安な時期に対応してもらえたとの声もあり、95%の産婦から事業が役に立ったと評価されるなど、成果が表れております。

そこでまず1点目、平群町の産婦さんに関わる平群町の取り組みと課題についてお尋ねします。

2点目、国は産婦健診を推進するため、補助事業として2分の1負担をいたします。平群町においても産婦健康診査に公費助成をすべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

大きな3項目めは特別支援教育におけるデージー教科書等音声教材の活用について質問をいたします。

読み書きに困難を抱えている子供たちの学びの充実についてですが、文部科学省は発達障がいや弱視などの視覚障がいなどで読み書きが難しい児童や生徒向けのデージー教科書等音声教材を必要としている子供たちが活用できるようにするため、全国の公立小中学校における必要人数について、昨年10月末に調査が行われました。読み書きに困難を抱えておられる方々の実態について、我が国において今まで網羅的な調査は行われていません。

ただ、文部科学省が2012年に全国の小中学校に対して実施した調査では、読み書きが苦手な学習障がいの疑いがある児童・生徒は全体の4.5%でクラスに1人の割合となります。一生懸命やってもみんなと同じように字が読めない、通常の教科書が読めない。でも授業はどんどん進んでいく、自分はみんなより劣っているという意識が強くなって不登校になるケースもあります。

こうした読み書きに困難を抱える子供たちに効果的な教科書として、マルチメディアデージー教科書が製作されております。マルチメディアデージー教科書はパソコンやタブレット端末などを使う電子書籍の一つで、教科書の内容をデジタル化してパソコンなどで文字の拡大、色強調、音声再生などを同時に行える教材です。文字のハイライトもでき、読む速度や文字の大きさをカスタマイズできます。

読み書きが苦手な子供が文字を認識することで自信がつき、学習意欲の向上につながるとされており、利用者が平成29年1月現在で、今約6,000人へと急増をいたしております。現行の学校教育法では、紙の教科書の使用が義務付けられておりましたが、今国会においてデージー教科書など音声教材をデジタル教科書として、紙の教科書と同等と認め、正式な教科書に位置づけ、授業に使用可能とする学校教育法等の一部を改正する法律が、平成30年5月25日に成立して、平成31年4月1日の施行を予定をいたしております。

これにより、障がいのある児童・生徒が積極的にデジタル教科書を通常の教科書と併用して、利用できる環境が整うことになりました。そこで、お尋ねを

いたします。

1点目、小中学校の児童・生徒の発達障がい現状と学習障がいなどによる読み書きが困難な児童・生徒の現状について、お尋ねいたします。

2点目、文部科学省は音声教材が発達障がい等のある児童・生徒の学習において一定の効果があり、近年需要が高まっていることから音声教材の需要数調査を実施され、音声教材を必要とする児童・生徒の的確な把握に努め、普及促進をするように促されております。

平群町では、今年の音声教材の需要数調査結果において、デジジー教科書等を必要とする児童・生徒数がゼロと報告されておりますが、読み書きが難しい児童・生徒はおられないのでしょうか。平群町の児童・生徒にとって、ニーズは本当にないのでしょうか。十分な調査による把握をされたのか、お尋ねをいたします。

3点目、学習障がいや文字を読むことが困難な児童・生徒の特性、個性に応じた支援を強化するため、デジジー教科書と音声教材の活用の促進が必要と考えますが、町としてどのようにお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

大きな4項目めは、中学校図書館に専任司書の配置をについて質問をいたします。平群町読書活動推進計画が平成25年3月に策定され、現在更新作業を進めていただいていることと認識をしておりますが、平群町のこれまでの読書活動の取り組みは高く評価をしております。そこで、幼児期から小学校低・中学年にかけて豊かな読書習慣を持っていた子供でも、中学校の時期になるとそれまでの読書の習慣が途切れてしまうケースがかなりあります。

小学校高学年から中学生にかけては、読書の質が変わる時期に当たるので、小学校高学年で読書から遠ざかると、中学生でどういう本を読んだらいいかわからずにそのまま読書離れが続いてしまう傾向があります。すると、高校生、大学生になるとしたがつて、さらに読書離れが定着していきます。読書力が伸びないから、読書の楽しさがわからない。読書が楽しく思えないから読書をしなという循環が大学生以降もずっと続いてしまうようです。

そのために学校図書館の役割は年々高まっております。この読書力の差は、学力が上がるにつれて子供たちの学力の大きな差としてあらわれてきます。読む力のある子は、国語だけではなく、理科でも社会でも文章を読むだけで内容を吸収していきます。しかもこの読む力は文章を読むことだけにとどまりません。

読書力は物事の相互の関連を理由、原因、方法、心の動きなどの立体的な行動として、読み取る力にもつながっていきます。読書力はあらゆる学力や人間形成の基礎となっているといっても言い過ぎではありません。そこでお尋ねを

いたします。

1点目、現在平群町の学校図書館の司書については、三小学校に専任司書が配置をされ、明るくきれいに図書が整備をされ、いつでもわからないこと、調べたいことなど司書がお手伝いをしていただき、読書指導を充実していただいております。毎日朝8時から夕方4時まで開館、いつでも司書がおります。朝休み、平群っ子タイム、昼休みには子供たちがたくさん学校図書館やってきます。学力向上に果たす学校図書館司書の役割は、大変大きなものがあります。

しかし、中学校では専任司書が配置しておりません。先ほども述べましたが、せっかく小学校で丁寧な読書習慣を身につけても、中学校では自然に読書力が減少する時期に当たるのに、専任司書がないことでせっかく小学校で作られた読書の芽を摘むこととなります。

中学校図書館に早期に専任司書を配置すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

2点目、朝の10分間読書運動は、全国的に読書習慣の形成に大きな効果があると認められ、実施されておりますが、小中学校での実施状況と本町にとっての朝読への認識についてお尋ねをいたします。

大きな5項目めは、福祉有償運送事業（移送サービス）のさらなる充実をについて質問いたします。

平群町の福祉有償運送事業の利用資格は要支援・要介護・障がい手帳などをお持ちの方々に、公共交通機関の御利用が困難な方に対して、社会福祉協議会の運転ボランティアが通院やお買い物の送迎をしていただいております。利用者からは「大変助かる」とのお声を聞いております。一例ですが、私の地元、春日丘から近大病院への通院のためにタクシーを利用した場合、片道2,300円から2,500円ぐらいで往復5,000円かかります。福祉有償の場合は、片道600円で往復1,200円と約4分の1の費用となり、交通費の大きな負担軽減となります。

しかしこのような大事なサービスを実施していただき、「へぐり社協だより」で頻繁に周知をしていただいているにもかかわらず、平群町における本年5月現在の対象者である、要支援認定408人、要介護認定804人の中で御存じのない方が多くおられます。そこでお尋ねをいたします。

1点目、現在運転ボランティア登録者は8人で実質は1日2、3人の実働。また福祉車両は4台で利用者人数は1日5人ぐらいとフル活動していただいているようですが、利用者数と利用目的件数、また資格別の登録人数と数年の利用者数の推移と傾向についてお尋ねをいたします。

2点目、せっかくすばらしい事業なのに、福祉有償運送の利用が必要な方々

が御存じないという現実に対して、今後も各種団体を通じての周知が必要と考えますが、どのような対応をお考えでしょうか。

3点目、事業内容について事前予約制ですが、病気というのは予測不能であり、前日予約は無理なことや運行時間が朝8時45分から夕方4時まで。さらに月曜から金曜まで。また利用目的が通院と買い物の二つはだめで、1日1カ所のみで、利用者のニーズもさまざまななか、臨機応変に対応していただいているようですが、やはり利用者のニーズに合った事業展開が必要と考えますが、今後どのようにお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

以上端的に明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、大きな1項目めの1点目の質問にお答えします。バリアフリーのマスタープランの早期策定が必要ではとのお尋ねです。議員からは平成28年3月議会で、バリアフリー基本構想について御質問をいただいております、バリアフリー法施行後、本町では平群駅周辺整備事業を始めとして、歩道整備、公共施設の整備に関し、個々にバリアフリー法の技術基準に基づき実施、あるいは計画しており、基本構想の策定は、今後の課題とさせていただき旨の御答弁をさせていただきます。

今回、法改正によりバリアフリーのまちづくりへの取り組み強化のため、市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度の創設が努力義務として定められました。改正内容については、議員が質問の中でお述べのとおりであります。本年5月25日に、改正法が公布されたばかりであり、マスタープラン策定の国からの支援、あるいは施行後の具体的な施策の支援などについてももう少し理解を深めたいと考えております。

高齢者・障がい者や子育て世代など全ての人々が、安心して生活、移動できる環境の必要性は本町としても十分認識しております。ただ先ほども申しましたが、町として制度について理解を深める意味でも、少しお時間をいただきたいと考えておりますので、マスタープランの策定につきましては、今後の課題として調査研究させていただきたいと考えております。

以上、小さな1点目の答弁とさせていただきます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは小さな2点目の竜田川駅バリアフリーの改修に係る件についてでござ

ございます。まず1点目のバリアフリーの改修に係る経費についてでございます。竜田川駅のバリアフリー化につきましては、以前より御質問・御提案をいただいております。町としても近鉄側へ具体的な工法や経費の試算等について要望を行いました。

3月議会でも御提案をいただきました小規模な簡易スロープの設置に関して、スロープによる段差解消をした場合の経費と駅全体をバリアフリー基準に合わせた場合の経費について、近鉄側より回答がありましたので、現時点での試算ということで御報告をさせていただきます。

まずスロープによる段差解消した場合のみですと、3,000万から4,000万が必要だということでございます。また、駅全体をバリアフリー基準に合わせた場合は6,000万から8,000万という試算ということで回答をいただいております。スロープによる段差解消の場合というのは、スロープだけをした場合ということで、3,000万から4,000万。駅全体をバリアフリー基準に合わせた場合というのは、先ほど申し上げましたスロープとあと多機能型のトイレの設置、内方線の設置。販売機、蹴込改修、誘導チャイムの設置、誘致案内設置等々というふうになっております。

2点目の早期のバリアフリー化についての御質問でございます。竜田川駅の段差解消につきましては、以前より懸案事項であり、一日でも早い対策が必要であるというふうには認識はしております。また現在では1日当たり乗客数3,000人以上が利用対象で優先順位となっておりますので、竜田川駅については厳しい状況ではありますが、できるだけ早い段階で対策が進むよう、今後も引き続き近鉄とは協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いたします。以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。まず、今回の法改正における平群町でのマスタープランの策定についてであります。これまでも、今、平群駅周辺整備事業でも、歩道整備で点字のブロックとか、バリアフリーに関して丁寧な対応をいただいております。各公共施設での整備にもバリアフリー化に取り組んでいただいております。大変評価をいたしております。

ただ今回12年ぶりの改正をするということは、大変我が国の高齢化が進んでいると。高齢者や障がい者の皆様に、安心してのまちづくりのための改正ですので、改正されたところですので、今、課長のほうからは、しっかりと改正法の理解を深めたいということでありますので、今後課題として、しっかりと

やはりこのマスタープラン策定と同時に、その点も今までどおり以上に高齢化が進んでまいりますので、しっかりと検討していただくことをお願いしておきたいと思います。

それから竜田川駅のバリアフリー改修に係る経費の試算についてもお尋ねいたしました。駅全体のバリアフリー化をした場合、6,000万から8,000万。そのうちスロープ設置は3,000万から4,000万。これ大変アバウトで1,000万、2,000万近い差があります。これは近鉄の回答ですが、実施設計となったらもっと安いかわかりませんし、それは今後のことになると思うんですね。今、そのように御答弁でありましたが、もちろん町全体のバリアフリー化ということで、そのうちの段差解消も含めてという質問を私は今までからさせていただいておりますので、ただ段差解消だけで済ませるとするのは、いかがなものかと思えます。

町全体のバリアフリー化を本町としては進めたいというふうに捉えられていると思うんですが、御確認をさせていただきたいと思えます。

そして3,000人以上ということで、優先順位ということではありますが、2020年までが3,000名以上、国は示しておりますが、それから国土交通省のほうも変わってきてますので、いち早くこの2,000名。竜田川駅2,000名以上、超えておりますので、しっかりと協議をしていただくことをこれは要望しておきたいと思えます。1点だけ、御質問させていただきたいと思えます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長。

当然ながら、バリアフリーというのはスロープだけではございません。先ほど申し上げました駅トイレもそうですし、あと体の不自由な方々の誘導チャイム等も、そういうのもバリアフリーということを考えておりますので、それは全体として実施をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。我が町も近隣と比較して大変高齢化率、今までの一般質問、各議員の一般質問でありましたが、大変進んでおりますのでね。そのためにも、竜田川駅の早期バリアフリー化、町の重要な課題であります。これまでどおり鋭意、近鉄の協議を進めていただき、一日も早い早期バリアフリー化実現を目指していただくことをお願いいたしまして、これにつきましては以

上で結構です。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは窪議員の大きな2点目の新生児聴覚検査と産婦健康診査に公費助成の導入をについて御回答いたします。まず1点目の聴覚障がいの早期発見、早期療育につながる聴覚検査に公費助成をについては、議員お述べのとおり聴覚障がいは早期発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障がいによる音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見、早期療育を図るために、全ての新生児に対して新生児聴覚検査を実施することが重要であるといわれております。検査の流れは、おおむね生後3日以内に実施する初回検査で、再検査が必要であった場合は確認検査が行われます。いずれでも自動ABRまたはOAEという機器を用います。検査費用はそれぞれ5,000円から6,000円程度であり、平成28年度の厚生労働省の調査では公費負担をしている割合は1,741市町村のうち、12.9%、224の自治体でございます。平均公費負担額は3,325円となっております。また奈良県下の状況では下北山村と高取町が公費助成を実施しております。

平群町では、新生児訪問の際に必ず新生児聴覚検査の有無と結果を確認し、実施してない場合は実施の勧奨を行っております。その結果、平成27年度では86.1%、28年度では89.9%、29年度では97.6%の家庭が自己負担ですけれども実施しており、奈良県平均92%よりも高い結果でございます。

また実施しない理由としては、費用がかかることや出産施設に機械が置いてないことなどを挙げています。

町といたしましては、新生児聴覚検査を実施することが重要であると考えておりますので、県下各市町村動向を今後も注視してまいりたいと考えております。

次、2点目の産婦健診による産後鬱への早期対応のために公費助成をの1つ目、産婦に関わる取り組みと課題、及び2、産後健診の公費助成の考え方についてですが、現在、出産後の家庭訪問を里帰りも含めて100%実施しております。訪問の際には、エンジンバラ産後鬱病質問票を用いながら、赤ちゃんとお母さんの心身両面の状態や生活実態を見聞きしながら、必要な支援を行っております。

また産婦健診については、今のところ全ての産婦が自己負担で一度は健診を実施されています。費用は出産施設によって異なりますが、おおむね4,00

0円から6,000円程度でございます。

近隣の費用助成状況は昨年度より斑鳩町や山添村など県下5市町村が実施しており、健診の半額程度を1回または2回補助されてるようでございます。これにより斑鳩町では産婦の7割が申請されてるそうです。

産婦健診をより受けやすくしていくことは、必要と考えており、財源確保の問題を含めて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。まず、先天性の聴覚障がい早期発見で新生児聴覚検査に公費助成をとということでありますが、今御答弁いただきまして、新生児訪問の時に必ずこの新生児聴覚検査をされたのかどうかをまた結果を確認して、実施されていない場合は丁寧な勧奨をしていただいているということで、平成29年97.6と県下の平均92.0よりも高い結果に結びついてると。このような結果は、本当に職員の皆さんの対応の結果と評価をいたしております。

ただですね、全ての新生児を守ることが大事であります。その実施されていない理由として、今御答弁ありましたが、費用がかかるということも挙げられております。町としては、答弁として聴覚検査を実施することは必要との認識に立っておられるということです。これ国の地方交付税措置をされていることは町当局も御存じだと思いますが。前向きに検討していただくと受け止めてよろしいでしょうか。また試算額についてもお尋ねしたいと思います。

それから産婦健診、産婦さんへの取り組みですが、里帰りも含めて100%の家庭訪問をしていただいていると。本当に高く評価したいと思います。近年ですね、家庭環境、昔と違いまして、本当に産前産後は里に帰って、御実家で面倒見ていただくというようなのがほとんどでありました。また近所におじいちゃん、おばちゃんがいらっしゃるという家庭がほとんどでありましたが、今里帰りもできないという御家庭や子育てを母親だけでされてる。またはあるいは夫婦だけでされてるところも大変そういう家庭環境が変わってきておまして、出産後の家事や育児の支援が必要な時期に手が足りない家庭が増加をしていると思います。

そういうことで、産後1カ月というのは本当に一番不安な時期であるためにサポートが必要なんですね。職員の皆さんでは大変限界があると思いますが、産婦さんへの取り組みについてですね、もう少し詳しく御説明をいただきたいと思います。

それから産婦健診の検査にも国、これは補助金ですのでね、補助金2分の1

負担がついていると思います。斑鳩町でも多くの所、半額補助して大変健診受けやすくなりますが、町としても受けやすくする必要があるとお考えだと思いますが。

この国の補助メニューを活用していただいて、どのような試算をされているのか。試算額と前向きに検討していただけると受け止めてよろしいでしょうか。再度御質問をさせていただきたいと思います。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

再質問にお答えさせていただきます。新生児の聴覚検査の件でございますが、当然、交付税算入されてるということは確認しております。その中で、まず奈良県下の状況を確認してもらったらすね、3,000円程度を補助しているところがあると。高取町ですけれども。それで私たちも一応試算をさせていただきました。それで1回の補助の場合ですけれども、100人の子供さんが出生された場合、約30万円程度の費用がいるかなというふうに試算をしております。

それから産婦健診でございますけれども、これにつきましては、生後2週間以内にと、それから生後1カ月という2回をされる病院もあれば、生後1カ月だけの病院ということもあります。ほとんどの病院は生後1カ月ということで確認されてますけれども。3割程度ぐらいしか生後2週間というのは聞いておりません。その中ですね、これも国には窪議員おっしゃいましたけれども、国の国庫補助が2分の1ということを知っています。

その中で補助対象限度額が3,000円ということで100人ということであれば30万円、その2分の1、15万円が町の持ち出しということになるかと思えます。

それから町の取り組みですけれども、新生児聴覚検査につきましてはすね、先ほども答弁させていただきましたけれども、実施することっていうのは大変重要なことだろうと考えておりますので、同じ答弁で申しわけございませんけれども、ちょっと今後の市町村の状況も見ながら注視してまいりたいと考えております。

それから産婦健診につきましてもすね、産後鬱の予防、そして新生児への虐待予防ということを図る観点から、産婦健診は大変重要なことだと認識しております。その中ですね、財政的なことと言うたら申しわけないですけれども、財源確保も必要でございますもので、今後、同じ回答で申しわけございませんけれども、検討していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いま

す。

○議長

窪君。

○10番

1点、もう1点、産婦健診、産婦さんに関わる町としての取り組みですね。何か欠けていることとか。今取り組んでいただけてます、全ての、訪問していただけておりますけれども、産婦さんに関わる取り組みの課題等々、今御答弁あったのかな、ちょっと聞き漏らしたのかわかりませんが、御答弁いただきたいと思います。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

平群町では、妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育ての支援の中で、平群町ができてないサービスもございます。その中で今、議員から御質問ありました産婦健診から産後デイケアとか産後ショートについてですね、今、平群町では取り組みができてないということで、御回答をさしてまいります。

それ以外のものにつきましては、全部、できるものにつきましては、切れ目のない子育てサービスについては、できてると思っています。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。平群町、ほんとに保健婦さんを中心に、切れ目のない支援に取り組んで、丁寧な対応をしていただけてることは大変評価しておりますが、やはり国が補助を出してまで、周知を啓発するっていうことは大変重要やということなんですね。今回、私、産後デイケア、ショートについては、質問しておりませんが、近隣では産後ケアとかいろんな、生駒とかですね、多くの所でやられてる所がこれからどんどんどんどんふえてくる現状であります。

この産後ケアについては、今後また議会で質問させていただく予定にしておりますが、まず今回は、この入口として産後の、産婦健診また聴覚について御質問をさせていただきましたが、担当課は、私、今御答弁聞いてまして、担当課は大変重要であるという認識に立っております。産婦健診、特に皆様も御存じのように、ほんとに児童虐待で5歳の女児の痛ましい事件がありました、もうほんとに多くの皆さんが涙をされたことと思います。大きな社会問題になっております。

この産婦健診は半分で15万。15万であっても前向きな御答弁ができない。財政が厳しいという御答弁なのかと思いますが、それはちょっと違うのではないかと思います。

そこで、大浦課長にお尋ねしたいところですが、副町長にお尋ねしたいと思います。国からの補助もありますので、いくら厳しい財政でも、財源の確保を努めるべき、本当に100人、だんだん出生率が少なくなってきたわけですよ。それでですよ。15万、二つ合わせて30万。町の持ち出しが。それも前向きな答弁ができないということは、前向きな答弁と受け止めさせていただきたいのかどうか。副町長にお尋ねしたいと思います。

○議長

副町長

○副町長

確かに聴覚検査または産婦健診については、交付税措置とか国の補助金が2分の1あるというのは理解しております。町としても必要な事業とは考えておりますが、先ほど課長が答弁しましたように、非常に財政が厳しいということで、財源確保についてはできるだけ努めてまいりたいふうに考えております。

○議長

窪君。

○10番

やりますということは大変言いにくいと思いますが、努めてまいりますということ、そこをしっかりとインプットさせていただきまして、来年度の予算計上はしっかりとさせていただくことはお願いしたいと思います。

平群町子育てナンバーワンの町と宣言されておられて、他の自治体よりも、町長よく言われますが、それよりも上になるということは財政厳しいからっていうことをよく、それは一定理解もできますが、他の自治体で、近隣でできてても平群町ではできないというような施策があるということは、これは子育てナンバーワンというお言葉は似合わないのではないかと。

また、あのようなほんとに痛ましい事件が平群町で起こったときに、本当に起こらないことを確信しておりますが、その予防策としても保健婦さんだけではほんとにサポートしきれないものがたくさんございます。そのための国の補助でございまして、しっかりと前向きに、これからは妊娠から子育てまでの切れ目ない支援に対する公費助成の要望をいたしまして、これにつきましては以上で結構でございます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、窪議員の大きな3項目めの特別支援教育におけるダイジー教科書等音声教材の活用をについての御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の小中学校の児童生徒の発達障がいの現状と学習障がいなどによる読み書きが困難な児童生徒の現状についてのお尋ねですが、まず発達障がいとして、自閉症・情緒障がいに該当する児童生徒が小中学校全体で45人在籍をしております。その児童生徒以外にLD（ラーニング・ディスアビリティ）、一般的に学習障がいと呼ばれていますが、そのLDに該当する児童生徒が小中学校全体で6人在籍をしておると把握をしております。

2点目の文部科学省の音声教材の需要数調査結果で町の対象児童生徒がゼロ人での報告で本当にニーズはないのですか。十分な調査の上ですかとのお尋ねでございますが、今年の調査の詳細につきましては、平成30年度に使用される検定教科書に対応した音声教材を使用する児童生徒と教材の必要数を把握する目的での調査でございました。

教育委員会から各校へ照会をし、各学校において対象となる児童生徒の状況や保護者からの聞き取りも踏まえ、精査をしていただき該当がなかったことにより報告をしたものでございます。

次に3点目の学習障がいや字を読むことが困難な児童生徒に有効なダイジー教科書等音声教材の活用の促進についてでございますが、印刷されている文字等の認識に困難のある児童生徒が、音声教材により内容に対する理解が深まるなどの効果があることから、その必要性、重要性については十分に認識をしております。

議員お述べのとおり、国においては関係する法令の整備を行い、活用を促進する環境整備が順次行われております。ただ、法整備が進む一方で、当該教材を使用するためのパソコンやタブレットなどの必要な教材については、各市町村で準備することとなっており、その費用についての補助金などの財政支援はなく、町単費で措置する必要があるということになっております。

教育委員会といたしましても、その必要性につきましても十分理解しているところでありますので、今年度よりですね、平群中学校におきまして新たに通級指導教室を、この2学期、9月から開設をする予定でございます。平群小学校のことばの教室を含む通級指導教室と合わせまして、特別支援教育の強化を図っていきたいと考えております。

その中で、ダイジー教科書などの音声教材につきましても、積極的に研究をし、活用できるように進めてまいりたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。発達障がいとして、自閉症、情緒障がいに該当する児童生徒が全体で45人と6人、まあ51名と把握されているということではありますが。利用者の障がいが学習障がいだけではなくてですね、このデイジー教科書等の音声教材を利用する障がいが、学習障がいだけではなくて、自閉の方や多くの、それぞれ51名いらっしゃる中で、皆さんそれぞれ特性が違うと思うんですね。視覚障がいの方もいらっしゃるかもわかりません。

必要とする方がゼロというのは、ちょっと私は今でも信じ難く思います。それはやはり調査する目線の違いであるかなと思うんですけども。必要性、重要性十分に認識しているということではありますが、このデイジー教科書、御存じのように2003年ごろよりスタートして、2008年の読書バリアフリー法の施行でCDが提供開始されて、活用方法はですね、これ確認で言わせていただいているんですが、通常学級の児童を個別で通級指導したり、特別支援で指導するために使われるものでありますのでね、そういうものを1つのツールとしてあるんです。今まで私もこれまで、岡教育長になられる前、ずっとデイジー教科書については、質問させていただいてまいりましたが、何度も質問させていただいてまいりましたから。案外スルーされてきてるんですね。

やはり、これだけ発達障がいの皆さんがふえてくる中で、平群町としていろんな、今パソコンどうのとか、財源は先ほどの、前の質問と同じですが、そのようにおっしゃいましたけれども、やはり、それとことし、今年度ですね平中で特別支援を強化するというものでありますので、一定評価はしたいと思いますが。

そこで再質問2つさせていただきます。これまでのLDの方、該当6名ということですが、ほんとは発達障がいの皆さんの状況を聞きたいところですが、まず、LDの方に対する町の対応について、1点、質問をさせていただきます。そして、やはりデイジー教科書等の音声教材、もっと研究していただきたいと思うんですね。

中学校、このように1人配置していただいただけそうではありますが、支援が本当に必要な児童生徒がいらないか、研究していただいて、研修していただいて、把握していただきたいと思いますが、再度御質問させていただきたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは窪議員の再質問にお答えをさせていただきます。2点の御質問をいただいております。

1点目は現在その対応をどうしておるのかという御質問でございます。現在はですね、担当の教員が通級指導教室での指導とか助言を仰ぎながら、教科書を読みやすく工夫をするなどのことをして、ことばの教室で使用しておりますタブレットなんかの機材も活用しながら、教員が創意工夫をしながら対応しておるという状況でございます。

それともう1点でございますが、教職員に対しても、もっと研修をしてというようなことだったかなと思いますけれども、先ほど答弁させていただきましたように、デイジー教科書でありますとか音声機材に対する専門的な知識を先生方に身につけてもらう必要性っていうのは重々感じておりますので、この2学期からですね、述べました9月から開設します通級指導教室の県費の先生なんですけれども、その先生が文部科学省の指定を受けて、デイジー教科書などの研究発表もしておられる専門の先生が、平群町に来ていただくということになります。

もう4月からは、今現在学校に入って子供たちの様子を確認していただいておりますけれども、その先生が講師としてですね、平群町内の小中学校の特別支援コーディネーターの先生方を集めて、その必要性について研修を行うということで、計画できたらなというように考えておるところでございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。冒頭に申しますが、これまで先生、教育委員会が何も対応していなかったということは思っておりません。しっかりとしていただいて、教科書ですね、大変ローカルですが、こういうこととか、今はITの時代ですのでね、そういうものもわざわざ買うのではなくて、あるものを活用する。そういう部分でね、これからも創意工夫をして、今までもしていただいておりますけれども、やはり、このような国の方でもされている、大変効果が出ているものでありますので。

そして大変タイミングよく、そのような専門の先生が来ていただくということは、平群町にとって大変ありがたいことでありますので、1つのツールでございますけれども、子供たちの発達または特性、個性を开花させるためにも、また保護者の皆様にも子供たちの人生にも関わってくる、大変大事な取り組みですので、しっかりと研究、検証していただき、しっかりと導入っていうんですかね、啓発をしていただくことをお願いいたしまして、これにつきましては以

上で結構でございます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、窪議員の大きな4項目めの学校図書館に専任司書の配置をの御質問にお答えをいたします。

1点目の中学校図書館に早期に専任職員を配置すべきとのお尋ねですが、現在のところ、中学校には専任の司書の配置を行っていませんが、現在の体制としまして、図書ボランティアの方々の支援と各小学校に配置しています3名の図書館司書を連携協力の中で計画的に中学校にも派遣し、子供読書活動の推進と運営体制の充実を図っておるところでございます。

教育委員会としましては、中学校にも専任の図書館司書を配置し、中学校の運営体制の充実を図ってまいりたいと考えていますけれども、第2次財政健全化計画にも示されているように、町財政全体の予算配分が大変厳しいことから、人員を増やすことになると一定の費用が必要であることから、中学校への専任の図書館司書の配置は大変厳しいものと考えております。

現在、県に対しましても、学校司書を全校で配置できるよう財政支援などの措置も要望しております。今後も引き続き、小学校との連携と図書ボランティアの皆様方のお力添えをいただきながら、創意工夫をして子供読書活動の推進と学校図書館の運営を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

次、2点目の朝の10分間読書運動についての、小中学校での実施状況と本町にとっての朝読への認識についての御質問でございますが、まず小・中学校における朝の読書活動の取り組み状況ですが、各小学校では1週間の特定の曜日で1時限前の朝の会の時間帯を読書タイムと設定し、児童が本を持参したり、図書館で本を借りたりするなどし、読書活動に取り組みやすい環境をつくり、朝の読書活動に取り組みしております。

また中学校でも同様に、朝の時間帯を読書タイムに設定し、現在取り組んでおるところでございます。

次に朝読への認識についての御質問ですが、学校現場からの声では、1時限目の授業が始まる前の朝の時間帯に行うことで、児童生徒が心を落ち着かせ授業や学習に取り組むことができる環境となっていること。また、定期的に継続し、習慣化することで児童生徒の規則正しい学校生活が形成されたり、さまざまな本を読むことで、知識、見識が深まり、学びの意識が向上するなど、朝の読書活動は大変重要な取り組みであると認識をしております。

以上答弁とさせていただきます。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。現在中学校の体制ですね。これまでもずっと読書ボランティアの方が、ずっといてくださったということで大変感謝しなければなりません。ずっと専任司書が配置されてなかったということで、今回その読書ボランティアのずっと来られてた方が、いなくっていうんですか、なったということで、今読書ボランティアのほかの方と各小学校に配置されてる3名の司書が交代で中学校に派遣されてるということで、工夫をされてることはよくわかるんですが、現実にはですね、やはりボランティアの方はボランティアですよ。

また、この入れかわり立ちかわり来ていただく。来ていただく方にもほんと大変申しわけないし、また子供たちにも、毎日いらっしゃる司書が違うっていうことでは、これはいかがなものかと思うんですね。

この状況をいつまで続けるということなのかと、大変疑問符があります。司書の役割について、1点、どのように認識されているのかということと、財源厳しいということが、先ほど、前々からの質問からずっと続いておりますが、子供たちの将来の人格形成への投資が私は一番大事だと思うんですね。

これも財源、地方交付税措置をされていると思いますがどうでしょうか。

それから朝読ですけれども、今全校で実施をされてるということですが、昨年度、29年度はある1校の小学校ではされてなかったと聞いているんですね。朝読の大切さを認識していただいている御答弁でありましたが、今後ですね、教育委員会の方針として、校園長会でもしっかりと朝読、大変大事だといわれながら、毎回、今年度は、新年度は全校実施していただけてますが、もうそのやるとかやらないとか、そういうことでは大変困るかなと思いますんで、教育委員会の方針について再度お尋ねしたいと思います。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、窪議員の再質問にお答えをさせていただきます。まず1点目の司書の必要性の認識ということでございますが。教育委員会としましては必要性につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、十分必要であるという認識をしておりますが、財源的な問題があるということでございます。

そして、交付税措置がされてるんじゃないかという御質問でございますけれども。確かに言われますように、小中学校におきましては、1.5校に1名程

度の配置基準で地方交付税措置がされております。一人約100万程度の交付税措置だったと記憶しておりますが、現在4校、3小学校と中学、4校で3人という基準で配置されておりますので、試算をいたしますと300万円程度の措置がされてるということになります。

今年度は、今年度の予算でですね、3名の賃金が、1名約200万、掛ける3名ということで600万円の予算の計上をしております。それから600万と300万。300万が今年度の町単費として負担させていただいてるということになります。

1名を新たに追加するということになりましたら、約200万円程度の町単費の負担が発生するということになりますので、財政的には厳しいという状況でございます。

それと2点目のですね、教育委員会の考え方はという、どのように考えてるかということでございますけれども、朝読につきまして、学力の向上もより良い効果が発揮できるということが期待できますので、各学校の現場の声を聞きながらですね、引き続いて朝の読書活動の取り組みが継続できるように、学校とも連携をしながら進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。全体の予算600万で、そのうち国が300。平群町が300万。1人増やすことで200万、500万の町単費が必要だということなんですけれども。500万が高いのか低いのか、それはいろんな財政厳しいいうお言葉一つで、それで逃げられてしまったら、もう言いようがないんですけれども、やはり先ほどから申しておりますとおり、子供への将来への投資に一番最優先で財源確保すべきだと思います。

県に対しても、全校配置の財政支援、今後も要望していきたいということがあります。全国の学校司書の配置をみましたら、全国都道府県で奈良県が最下位から3番目なんです。一番、設置率が低いんですね、司書。近隣、生駒郡近隣はほとんど設置してます。

全国で3番目のうち、平群町はまだよくやったださってるほうですが、全国的にみたら、やはり全校司書の配置というのはなくてはならない事業ですので、今後しっかりと予算要求していただき、財政課のほうもそこは考慮に入れていただきながら、前に進めて専任司書の設置、全校専任司書の設置を実現していただくことをお願いをいたしまして、これにつきましては以上で結構です。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

それでは5項目めについて回答します。

1点目、平群町社会福祉協議会が行っている福祉有償運送利用者数等の推移につきまして、登録者数は平成27年度、204人。平成28年度210人。平成29年度235人となっています。平成29年度登録者の内訳は、介護保険の要支援118人、要介護65人、事業対象者5人、合計188人です。障害者手帳の身障手帳39人、療育手帳2人、精神手帳6人、合計47人です。

実利用者数は平成27年度100人、平成28年度95人、平成29年度99人です。

利用目的別では、平成29年度末で通院2,256件、買い物28件、その他（公共交通機関）56件の計2,340件です。通院が総利用件数の96.4%を占めています。平成28年度10月より実施された買い物は平成28年度末で10件、平成29年度28件です。

傾向につきましては、登録者数は年々増加しており、平成29年度の伸び率は11.9%です。登録者の8割が介護の登録者、2割が障害者手帳の登録者です。また、介護の登録者のうち延べ利用者数で比較しますと要支援事業対象者の軽度者が70%を占めています。

利用状況は当面の利用予定はないが利用したいときが生じたときを見越して、とりあえず登録しておこうという方が増加していると聞き及んでいます。

社協の福祉有償運送以外の利用では、介護度の高い人は乗降介助のある介護保険の介護タクシーを、障がい者で支援の度合いが高い方は障がい福祉サービスによる移動支援を御利用になるなど、利用者の状態に合った移動サービスを利用されています。

買い物利用者数が少ないことについては、社協の聞き取りでは、聞き取り調査によると、家族や御近所、知り合いと一緒に行かれる。また週末に娘夫婦に連れて行ってもらうという方が多いとのことでした。

2点目、周知につきましては、実施主体の社会福祉協議会では、ホームページの掲載、社協だよりにより毎月掲載されています。また機会あるごとに民生委員やケアマネジャーに周知をしていると聞いております。

平群町としましては、窓口での福祉有償運送に関するチラシの設置、不特定多数の方の目に届くように周知しています。高齢者や障がい者が御利用できるサービスを掲載したパンフレットも必要に応じて配布しており、この中には福祉有償運送についても記載しています。

さらに個別相談があった場合には、移動の支援に係るサービスの一つとして福祉有償運送を説明しており、今後もこれらの周知を徹底してまいります。

3点目、利用者のニーズに合った事業展開につきましては、平群町社協が自主事業として、福祉有償運送の基準の中で柔軟に運営を行っていただいておりますが、昨年から利用者のニーズを受け、買い物にも利用できるようにされました。

今後におきましても利用者の声を聞きながら、対応していただけるよう町といたしましても要請してまいります。以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。まず実利用者数がですね、年間100人前後と。登録者の約半分が御利用されているということと、また、軽度、介護の要支援の認定者数の4人にお一人ですね、408人の要支援認定数ありますので、4人にお一人が登録され、利用目的が、多くが通院。また、ただ、私も買い物支援が拡充していただいたということ大変喜んでいたんですが、買い物の利用数が29年度に28件と大変少ないなど。

今、いろんなそれが少ないという理由を述べていただきましたけれども、今は利用したいとこのために登録しているということでありました。

また現実、移動支援サービスを知らなくてですね。いろんな今ホームページ、社協だより、民生さん、ケアマネさんといろんなことで周知はしていただいていることはよく私も存じ上げておるんですけども、ただですね、知らなくて困っている方がいる。こういういいサービスがあるのに、移動サービス知らないと困ってられる方がないような、さらなる周知が必要だと思うんですね。

チラシにおきましても、3キロで300円ですか、そのような文言も入りましたが、自分の所からそこまでどのぐらい費用がかかるのかということっていうのはなかなかわかりません。冒頭述べましたが、タクシーの4分の1ぐらいの負担で、行けるわけですから。なかなか今のあるチラシ等では、またわかりにくいということで、もう少し対象者にわかりやすく具体的な周知が必要と思いますが、どのようにお考えでしょうか。

それから買い物も拡大をしていただきましたが、利用者の声を、今後も聞いて対応していくというふうな御答弁、社協に要請するということではありますが。ただですね、前日の予約とかこういうこと等々、いろんなお声も聞くんですね。前日の予約ではだめな場合ももちろんあります。それはわかるんですが、いろんなニーズを幅広く、やはりもっと受けとめていただいて、利用者のお声を、

ボランティアの皆さんも聞かれてると思いますのでね、今後そのようなボランティアの、数少ないボランティアの皆さんいらっしゃると思います。今後その方々のお声も事業展開に生かすべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

さらなる周知につきまして、春日丘から行きますと病院行くと、タクシーの4分の1程度っていうことです。基本的にはですね、この福祉有償運送はタクシーの半額程度っていう、そういった金額設定になっております。それが、それ以上安くついたっていうのはありがたいことなので、それにつきましても知らない方もいらっしゃるっていうことなので、今まで以上にですね、より周知を図っていきたい。

今まで以上っていうところでどういったやり方、ちょっと考えてたんですけど思いつかない。今、いろんなところでやってましてね。これ以上の周知をどうしようかなって、ちょっと今考えてるんですけど、これは検討課題とさせていただきます。さらなる周知は行っていきます。

それから前日でもっていう、利用できるようになっていうことです。基本的には一月前から1週間前っていうことであります。ただ社協では、できるだけその辺は柔軟に、前日であっても都合がつけば行っているっていうふうにも聞いております。その辺のところも、そのボランティアさんの関係もあって、シフトの関係もあると思うんですけども、社協にその辺、確認しますとできるだけその辺は柔軟に対応できるようにしていきたいっていうことであります。

今後につきましてもその辺十分、住民さんの意見をできるだけ柔軟に対応して、幅広く福祉有償運送が利用できるように社協のほうにも再度依頼していきたいとこのように考えております。

○議長

窪君。

○10番

無理やり乗ってくださいというものではありません。また社協もほんとに柔軟な対応をさせていただいてることもよく存じあげておりますけれども、やはりコミバスが減便になり、この議会一般質問でも移動手段の確保ということで、多くの議員が質問で取り上げられておりますので、やはり移動手段にマッチングですね。ほんと移動手段に困られてる多くの皆様にやっぱり周知、啓発、大変難しい、これ以上の周知どうしたらいいんだらうって大変悩まれると思いま

す。

でももう一度、再度、原点に立ち返っていただいて、このようなすばらしい事業を平群町展開していただいているんですが、よく町長「福祉有償運送があります」とこのように御答弁されてること、よく耳についております。

やはりもっともっと御利用いただけるように、みんなが知っていると。今は活用しないけれど、みんなが知っているとというふうにしていただきたいと思います。

それとそれに合わせまして、やはりボランティアの確保もほんとにいろんな課題があることもよく存じあげておりますので、平群町の一つの移動手段としてのツールとしまして、事業の展開をしていただくことをお願いをいたしまして、私の一般質問は以上で終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議 長

それでは窪君の一般質問をこれで終わります。

しばらくお待ちください。

○議 長

発言番号10番、議席番号7番、山口君の質問を許可いたします。山口君。

○7 番

今回は、大きく3点について質問いたします。まず1点目は地域活性化の一助「軽トラ市」開催の具体化をとということです。

昨年の3月議会で、この数年、全国各地で開催されている軽トラ市を平群町でも開催するよう商工や農業生産者の団体、個人に働きかけをしていただきたいと一般質問をしました。町からの答弁は、役場から平群駅までの道路を利用した軽トラ市につきましても道路幅員が広く平群駅前であることから成功すれば多くの方の利用が見込まれ、また地域の活性化につながる大変有意義な取り組みであると考えております。今後、ほかのイベントと共催するなど、効果的な軽トラ市が実施可能であるか、商工業者や農業生産者の意向や地元自治会、NCバス、警察等の意見を聞きながら研究してまいりたいと考えておりますというものでした。

それ以後、1年以上経過しましたが、商工業者や農業生産者の意向、地元自治会、NCバス、警察等の意見を聞いた結果はどうだったのでしょうか。

また、ほかのイベントと共催することが効果的とのことでしたが、私は単独でも定期的に実施することが重要だと考えます。いずれにしても町行政として、開催する方向で進めようとしているのかお尋ねいたします。

2点目は国道168号の森脇橋以北の歩道設置と安全対策についてであります。

国道168号、森脇橋から旧南都銀行までの歩道設置については、長年の課題となっています。この事業については県の事業ではありますが、通勤・通学を初め多くの近隣住民の皆さんが利用されていることから、町も歩道設置などの安全対策の必要性は、早くから認識され対策に取り組まれてきたところです。駅周事業との絡みや地積混乱などもあるということで、いまだ実現に至っていません。実現への見通しはどうなっているのでしょうか。

同時に、森脇橋交差点の安全対策、特に歩行者の安全対策として、早急に歩行者用の信号機や横断歩道を設置すべきですが、その対策はどのようになっているのでしょうか。

大きい3点目は若井火葬場撤去事業についてであります。昨年、平成29年度一般会計当初予算に計上された西宮地区内にある火葬場の撤去事業。昨年度内に撤去はされず。今年度に繰り越されました。このことについては今年の3月議会で町は同火葬場の底地が光明寺名義であること、小集落地区改良事業により若井地内の道路の地権者が光明寺になっていることなど、全く理解できない説明ともいえない説明をしました。

この火葬場の撤去については、平成17年に町営斎場「野菊の里」が完成したことにより、使用されなくなったことから火葬場周辺の墓地を管理する若井大字が数年前から、火葬場所有者の町に対して、火葬場の撤去を求めてきたと聞いています。

そこで昨年度に撤去できなかった理由について、理解できるよう経過も含めて説明してください。また今年度、撤去できる見通しはどうなっているのでしょうか。

大きい4点目は榎原の農地へ土砂等不法投棄の早期改善をとということです。この問題については、今回で9回連続の質問になります。農地に違法に搬入された産業廃棄物を含んだ土砂等を撤去して農地に回復する。これだけの話です、それが県が指導に入ってから、2年以上経っても違法な土砂等の搬入が止まっただけで、土砂の搬出はおろか、建築物や工作物もそのままになっています。

さらに当該地は、搬入した土砂を平たく2段に固め、何かの作業場のようになっています。

町は前回の3月議会で、優先的に指導が必要な外周壁の撤去等と合わせて、まずは敷地内の土砂の一番上にある建築物や工作物を除去させるよう指導していくことを県と確認してるということでした。

しかし現状は全く変わっていない。この私の指摘には処分権者が県で、県の方針に基づきながら、指導している。県には早く改善したいとの意向を伝えて打ち合わせているとのことでした。

それから3カ月経ちますが当該地の現状は全く変わっていないように見えます。どのように進展しているのでしょうか。また処分権者の県の指導が手ぬるいともとれる答弁が前回ありましたが、問題の解決へ県とどのような協議をしているのか、具体的に説明してください。

以上、大きく4点について、当局の明解な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、山口議員の大きな1項目めの地域活性化の一助、「軽トラ市」開催の具体化についての御質問にお答えいたします。

まず、軽トラ市の関係団体等の意見についてですが、昨年3月議会に議員より提案のありました役場から平群駅までの道路を利用した軽トラ市の開催について、西和警察署、NCバス、商工会、農業者団体、農業協同団体に聞き取りを行いました。

西和警察からは、軽トラ市での交通量の多い道路での通行止めはほとんど例はないが、通行規制中の安全確保や警備体制、緊急車両の通行計画のほか、特にNCバスや地元自治会等の同意を得ることが条件であるとのことでした。

次に、NCバスからはへぐり時代祭りでは実質30分程度の規制で、通常の運行ダイヤに5分程度の遅延であったため、対応可能であったが数時間から半日単位の通行規制となると利用者や近隣自治会に御迷惑をおかけすることから通行規制の同意は困難であるとのことでした。

次に商工会からは、へぐり楽市等のイベントを開催しており、これ以上のイベントの参加は難しいとの考えているとのことでした。

次に農業者団体からは多くの農業者からは道の駅やAコープ等へ農産物を出荷していることから、軽トラ市を開催されたとしても農産物を確保できるかは保証できないとのことで、過去にファーマーズマーケットの販売所を設けた際にも農産物が集まりにくかったとのことでした。

次に、農業協同組合からは平群町内のイベントには協力はしたいが、町内にはAコープや椿井営農経済センターがあり、競合性が働くことから積極的な参加は控えたいとのことでした。

続きまして、町行政として開催する方向で進めようとしているのかについてですが、関係団体等からのお聞きした状況では、役場から平群駅までの路上での開催は、NCバスの運行上の問題から困難であり、また、農業者団体からは農産物の確保は保証できないとの意見もあり、現時点での開催は難しい状況であると考えております。

町としましては、軽トラ市は地域の活性化につながる取り組みであることから、関係団体とも働きかけを行い出展できる状況になりましたら、開催場所も含め、検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

大体、予想どおりの話だと思うんですけどね。ちょっと勘違いされてると思うんですけども、多くの全国、多くの所でやられてるのは商店街が中心のところは圧倒的に多いんです。ただ平群町の場合は商店街ってのは、基本的にありませんから、そういう点では商店街が中心になってということにはならないんです。ただ、今、商売をやってる方、商工会に入ってる方だけじゃなしに、全国の軽トラ市で主にやっておられるのは、例えば、新しく若い人たちが、私は全然しませんけど、ネイルをやるとか、そのほか、一般的な小売店としては出店してないけれども、自宅でちょっとしたことをやってるとかね。そういう人たちも参加できるようなものを定期的にとということなんです。

ですから、多分、聞き取りやって、警察の言ってるのはそのとおりですし、バス運行会社の言うのもそれはそれでわかります。ただあと商工会や農業生産者の方たちは、そういう今までの要するに既成概念にちょっととらわれてると思うんですね。

その点については、ちょっとどうするかって、いろいろネットで調べてもらえばわかりますけども。近畿管内でも相当、いろんなところで定期的にやられてるところもありますからね。そういうところに、例えばちょっと見に行くとかね。そういうことをしないと、イメージわかないと思うんですよ。

特になんで私は、平群で必要かというのと、商店街も何もなしに、大体軽トラ市については月1回決まった土曜か日曜に半日程度やるっていうのが中心なんで、その辺のところをちょっときちっと話されないと、なかなかイメージつかないと思うんですけれども。

それが定着することによって、その地域に平群町のまた違った魅力なんかも、見てもらえるというふうに。もちろん平群町の農産物だけ売るんだったら、道の駅で定期的にやればええことであって、そうじゃなくって、普段、小売業として、店も何もされてない方も含めて、住民の方がやられてるいろんなそういうものも、そこで出展できるまたゲーム等できるとかいう。

ネットでいろいろやってる人なんかも参加できるというようなものなんでね。もうちょっとその辺は研究していただきたい。

で、バス通れなくなるって言いますけれども、片側だけでやったってええわけですから、その辺は臨機応変にやろうと思ったらできるんで。

今後検討していくということなんで、これは本当やる気と平群町のにぎわい、新たなにぎわい、町のにぎわいをどう作るかということを考えて場合に、私は何も軽トラにこだわるわけじゃないんですよ。そういうあまり行政がかかわらずにできるようなイベントを今後していく。

ほかの事業でもそうです。実行委員会形式で、そういう、初めはでも、とっかかりはやっぱり、行政が最初作っていく、全国の事例なんかも調べて作っていくっていうことが大事なんで。そういう意味で、私は言ってるのであって、前回の答弁ではですね、駅周の、駅から役場までのこの道路が全部広がったらという話でしたんで、今回全部広がってますし、植木はなんかいろいろ植えられるみたいですけど、相当広い道もできたんでね。無駄に広いということをおっしゃる方もいらっしゃるんですよ。私はそうは思ってないです。

それをやっぱり利用して、何らかの形で平群町のにぎわいを作っていくっていうのは、大事だと思いますんで。その点については、もうちょっと検討することなんで、聞き取りだけじゃなしに町としても積極的に全国の事例なんかを、特に中心なのは私は商工会だと思うんで、平群商工会の人たち、事務局の人たちにも、その辺は伝えていっていただきたい。この事はお願いして、この件はこれで結構です。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは2点目の国道168号線、森脇橋北側付近から旧南都銀行跡地までの歩道設置の見通しと安全対策についてお答えします。

本件については、過去から本議会で御質問いただいており、その都度、進捗状況や遅延の要因などを御説明してまいりました。

奈良県が当該歩道設置事業に着手し、一部用地買収も完了しておりますが、広範囲の地図訂正や未相続による権利者の特定などが起因し、現在も歩道が設置されておらず、通勤・通学を初めとする多くの方々に御不便をおかけしていることは、十分認識しております

本町といたしましても、これまでこの大きな遅延要因を解消すべく、奈良県と連携し、地図訂正や未相続物件の権利者特定作業、さらには関係地権者とも交渉を行ってまいりました

平群町駅周辺土地区画整理事業により、御質問の未整備区間に隣接する道路が整備され、当該路線への歩道設置は急務であると認識しております。

当該歩道設置については、長年の課題であり本町の重点要望事項として、奈良県に対しては、毎年強く要望しておりますが、現時点で明確な年次計画等の見通しをお示しすることは困難であります。引き続き奈良県とは連携し、本町もできることを一つ一つクリアしてまいりたいと考えております。

次に森脇大橋東詰交差点の安全対策としての歩行者用の信号機や横断歩道の設置についてですが、平成28年2月に奈良県の計画図面をもとに、所轄警察と交安協議を行っており、国道168号線を含める交差線前後の路線においても一定の歩道等のハード整備が完了していることが条件であるということで、国道168号線と接している森脇橋付近の町道2路線、若井・光ヶ丘路線とこちらの東吉新76号線の歩道整備もあわせて実施する必要性があるとの見解がありました。

このことを受けまして、本町も町道改良に係る測量設計業務や地図訂正等の業務を実施し、その成果については奈良県へ報告しており、今後、県事業の歩道整備とあわせ、接続路線である町道を本町が整備することで、信号機や横断歩道の設置も可能になると考えております

本年度におきましても、それに伴う用地買収費を計上しており、現在その用地の取得に向けて取り組んでいるところであります。

今後におきましても、必要かつ対応可能な安全対策については、奈良県とも協議し、早期の歩道整備完了を目指してまいりたいと考えております。以上答弁です。

○議長

山口君。

○7番

ほんまにここの問題は、平成23年、もう7年前ですけども。その時に郡山土木へ行ったときに、「今年度内にします」って言ったのよ。歩道ね。その後、この議会でもそのことは話してますけども。しかし、三角地の所は地積混乱があるということで、なかなかできないと。ただ駅周事業はほぼ、あの周辺については終わってきてですね。吉川商店さんから南側については、半分程度、森脇橋との間130メートル、百二、三十メートルって聞いてますけれども。半分程度はすでにいつでも工事できる状態になってるわけですよ。それだけでも先に県はできないのか。というのが1点。

それからもう一つは、用地買収っていうのは、多分森脇橋の東詰の西側の空き地のことをおっしゃってるんだと思うんですけども。そこはちょっと角地の方を町が、町がというか県が買収すれば、県でも町でもええですけど、そこから国道のほうに渡る、今は5差路の変形の4差路になってますから。そこを、

今回もこっちが、この道が平群橋から森脇橋への川沿いの道が抜けられませんから、車はもうほとんど入ってこないですね。住んでる人以外は入ってこない。ということは、その信号は、でも今はそのままなんですね。それも多分、近々変更を申請されてると思うんですけども。

そのことも含めれば、そこの用地をちょっと買えば、とりあえず歩道はなくても、あそこの交差点を安全に渡る。今はとにかく川沿いの道から来る車が来ないか。こっちから来る車と両方見ながら、渡らないとだめだということで、ほとんど道路の真ん中、交差点をそのまま渡りながら平群駅の方へ行くっていうのが、今なってるんでね。

そこはやっぱり早く解決していただきたいんで、そのことをして行って、それについては信号機の変更も含めて、その安全対策についてはいつごろめどにしているのかその2点、もう一度お答えいただけますか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

再質問、2点です。130メートルの区間のうち可能な所から着手するようというお尋ねです。当然、町といたしましても、着手可能な所は整備していただきたいと強く県に対しては要望しております。ただ、県もどういった事情があるのかわかりませんが、それは改めて県に対しても強く要望して、早期に可能な所からは着手していただくように要望していくということで、御理解賜りたいと思います。

あと交差点の安全対策、いつごろということでもあります。こちらにつきましては、県の歩道整備と町のほうで一定整備するというものは、当然並行的に同時に完了しないと、当然先ほども答弁しましたように、警察協議の中では、そういう整備が一体的なものにならないとということでの見解でありましたので、その辺は県とも十分協議する中で、早急に完了するように進めていきたいと考えてますので、よろしくお願いします。

○議長

山口君。

○7番

県に、前半のほうについてはそれでええですけど。信号機については、もうだって、通り抜けできなくなってるんだからできるだけ早く、そのほうが交通の、今、バイパスのほうが車多いですから、旧のこっちの168号がそんな混むということは、あんまりないですけども。それでもやっぱり、無駄な信号を、いつまでも、だって車全然向こうから来ないのに、青でずっとみんなこっ

ちも止まるわけですよ。

だから、そこんところと含めて、その用地買収とか、そんなん関係なく、その信号は早くするのと用地買収は相手のあることですから、時間的なことは言えないんでしょうけども、いつ頃をめどにするかというぐらいは、今答えられなくても、近々に、もう光ヶ丘の人も初香台のあそこを通る人も若井のほうから来る人も、みんなもう諦めてるのかもわかんないけど。もう10年どころじゃ、20年ぐらい。この問題、僕がもう議員になる前から要望もあって、早くって言ってたのがなかなかできていないし、現在も全くめど、まだめどは立っていない状態ですから。ですから、できるだけ早く今时期的なものは答えられないのかどうか。その点だけもう一度答えてもらえますか。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

私どものほうも、时期的には早期にっていうことは考えております。ただ明確にということであれば、ちょっと現時点では御容赦いただきたいというふうに考えます。

○議 長

山口君。

○7 番

今年の夏ぐらいには、郡山土木にも行くつもりしてますので、そこでも要望しますけれども、やっぱり住民の方々が諦めるほど長引いてるっていうのは、町としては恥ずかしい話なんで、信号機の、交差点の安全対策も含めて、できるだけ早くやっていただくと。県のほうには、だって平成23年に郡山土木が予算上げて、今年度中にやるって言ってたわけですから、それから7年ですからね。首かしげてるけどそう言ってたのよ。そういうことなんで、もう担当者、何人変わってるかわかりませんが、向こうもね。私たちも要望はしますので、町のほうからもぜひ強く促していただきたい。そのことをお願いして、この件は結構です。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

昨年度に若井火葬場の撤去ができなかった理由、及び今年度の見通しについてお答えします。

昨年度に撤去できない理由として、平成20年に町長と副町長のもとに大字若井の代表として総代、副総代、地元議員が訪れ、火葬場の撤去の依頼を行わ

れました。

その時、町は火葬場の撤去には町名義の墓地用地の買取を条件としました。平成29年度に実施できなかった理由としては、売り払いについては墓地としての売り払い事例がないので、鑑定できるかの協議、相談に時間を要しました。若井総代に売却額の提示が3月末となったことが理由となります。

今年度、撤去できる見通しはどうかについては、年内に墓地の件が処理できれば年度内に工事完了の見込みとなります。

○議 長

山口君。

○7 番

うそ言うたらあかんのちゃう。じゃあ3月議会で、なんでその説明せえへんかったんや。3月議会で、なぜできないかというのは議論になった時にそんな説明も全くしてないじゃない。墓地を大字が買うという話。そんな話どっから出てきた。

じゃあ平成29年度当初予算の3月議会で、どういう議論したかちょっとメモ持ってないけどもやね、そんな説明全くないし、土地をじゃあ買ってもらんだったら、当然、歳入に金、予算計上しとかなあかんやないか。してたか。幾らしてましたか。歳入の計上してましたか。幾ら計上してました。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

歳入の予算は計上しておりません。3月議会の時に、予算の時ですね、そういう予算の審議でありましたので、その時にこのことは、その時から変わっておりませんが、それについての細かい理由の説明を先にして、この大筋の理由が抜けてたっていうことでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

うそやめようよ。土地買う話なんかあったかどうか。あったんならさっきも言ったように、平成29年度当初予算の歳入に入れとかなおかしい。歳出だけ予算計上してやね、当然その条件となってる歳入のほうも全く計上してない。計上しないのおかしいよ、それは。その時その説明なかったし。平成29年度当初予算でそんな説明なかったでしょう。後から出てきた話でしょう。

ほんでいつ要望あたって、平成二十何年、いつあったのか私は知りませんが。ちらっと聞いたのは、平成17年に野菊の里斎場ができたそのあとでしょう。

もうそっからもう13年なるわけですよ、今年で。去年は29年でしたから12年。それいつぐらいで終わったか知りませんが。ほんで初め、だって平成29年の300幾らでしたっけ、350万ぐらいやったと思いますけども。

だって町の新しい政策の一つとして上がってたわけじゃないですか。予算書の最初のほうに重点施策書いてあるところに上がってたわけでしょう。その時にいろんな予算委員会でも審議というか質問もあったと思うんですが、その時は全然そんな答えせずにですね。この前ほんで、何て言ったの。光明寺の境内の土地が小集落地区改良事業やった時の、今、営業してない若葉湯の横の道路が、まだ光明寺の名義になってるからそれがどうのこうのって、この前説明したよね、今年の3月議会では。全く今違う説明してるやんか。

何でそんなことになるわけ。いや、そこを聞きたいわ。やってること悪いと言わへんよ。墓地の一部が町の名義になってるから、管理してる若井大字にやっってくださいっていうことを言ったんやと思うんやけど。その金額がどうのこうのって、その話なんか、この前出てなかったし。

それがあったとしたって、何でそんなにころころころころ説明変わるの。そこが不審なんや。素直にずっと聞けたらええねんけど。言いたくないけどやね、なんかやね、紆余曲折が途中であってやね、そのことで言い訳してるような、説明が変わるようなことやってるわけじゃないですか。

当初予算の時に、なぜ、また結局うその理屈言わなあかんようになるわけやんか。不思議ではないですか。町長、説明してもらえます。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

今の質問というか、ことでお答えさせていただきます。一切うそは申しておりません。その当時の説明が、このことが抜けていたということでございます。若井の墓の光明寺さんの横に町の町有地に昔に同和対策事業で、そういう墓地を作りました。その墓地はもう駐車場込みで、光明寺に一体的に御利用されています。その墓地について、もう一体的に利用されてるってということで火葬場の取り壊しと並行して、整理するのが一番いいということでございますので、町の考えでございます。その考えによりまして、地元にてできるだけ買ってもらえるようなことで、町が勝手に金額とか決められませんので、鑑定とか入れて鑑定の相談の時にかなり金額的にも額が出ましたので、できるだけ何かいい方法ないかということで、いろいろその当時の書類とか調べてる間に、予算の時に説明しました。風呂の横でまだ未使用の土地があると、光明寺さんの土地があるということでその処理も含めて行えば買っていただけるような金額になる

ということで、そうすれば町の土地の整理もできますし、一体的な地元の墓の利用も、地元の墓として利用することができますので、この仕方が一番いい方法ということで、地元の総代には一応3月末終わってから、金額の提示もさしただいてます。その返事がいただければ火葬場の解体も行うっていう考えでございます。

○議 長

山口君

○7 番

うそは言ってない、抜けてただけや、説明しなかつただけやって。なんや、国会みたいな話しとるやないか。文書になってないから改ざんとかそんなんじゃないやろうけど、もともと、でもそんな予定なかって、普通に344万か、344万4,000円の予算計上してたわけじゃないですか。どう考えたって、途中からその話出てきたんでしょ。なんでそうなったか知りませんよ。何でそうなったか知らんし、そのほうが正しいのかもわかんない。でもそれならそれでどういう経緯でそういう話になったかということを説明してですね、本来なら3月議会で予算を、30年度に繰延する時にやね、説明せなあかんのにやね、訳のわからん説明しといて、今回初めて今そういう話でしょう。

安くするために道って、まあ地区改事業でやったやつやから、名義なんてすぐかえられるじゃないですか、いろいろあって。もうだいぶ時間、年数過ぎたからできるんでしょけども。だからそれならそれで、そういうふういきちとね、正確に途中でどういうことがあってどうなったと。それが正しければそれでええし。

そうでないと、なんか知らんけど隠しごとしてるみたいに思えて仕方ないわけ。だからわざわざ今回質問してるんですよ。

本来、町行政として、公正公平、それももっと、特に議会ではきちっと、きちっとなんて言うんですかね、答えるべきところをやね、この間のあれですよ、中村課長の答弁っていうのは、もう支離滅裂ですよ。だから、そこんところは、もちろんあなたの責任、一人の責任じゃない、町長の責任ですよ。そういうふうになってるのは、きちっと当初からそういう説明しとかないから。

当初はそうでなかったって私は思いますけれども、途中で変わったんでしょ。

いずれにしても、地元でそれで合意して、それで事業が前へ行けば、それはそれでええことです。いつまでも使っていないものそのまま放置するっていうのは、いかがなものかって、平群町には放置してるもんが、もういっぱいあります。若井で言ったって、若葉湯の風呂だってですね、煙突は

なくなっただけでも、建物そのままでしょう。どう使うかも何も決まってない。土地も含めて、ほったらかし。小学校そう、西小学校そう、南保育所。そんなんばかりじゃないですか。やっとならからそれについては地元のほうで利用したいということもあって、撤去。町の土地で町の建てたもんですから撤去する。それはそれでええというふうに思いますんで。

今後やっぱりね、もうちょっと、途中でいろんな事情があって、町の説明っていうか、方針っていうか、そういうのが変わる場合には、ちゃんとその場で説明を私はすべきだと思うんですよ。

ぎりぎりになって、もう繰り越しせざるを得んような状況になってから、説明するんじゃないかと、そこんところは今後はそういうふうにしちっとしていただけますか。町長、副町長どっちでも結構ですけども。本来あるべき姿はそうだと思いますので、その点どうですかね。

○議 長

副町長。

○副町長

山口議員からありましたように、今後、説明責任については町としてきちっと果たしていきたいというふうに考えております。

○議 長

山口君。

○7 番

これまでもしよっちゅうありましたんで、今後そんなことのないようによくお願いします。この件についてはこれで結構です。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは山口議員の大きな4点目の榎原の農地への土砂等不法投棄の早期改善についての御質問にお答えいたします。

まず、3月議会以降の改善状況についてですが、町で5月の定期パトロールを行った際に、当該敷地の南側の土砂の一部が搬出されたことを確認しており、6月4日の県との立ち入り指導で、行為者に確認を行ったところ、土砂からガラ等を取り出し2トンダンプ10台分の約12立米の土砂を搬出したとのことでした。

また建築物内の一部の機械・器具等についても撤去されており、今回の立ち入り指導ではわずかではありますが、改善の進展が確認され、行為者についても引き続き土砂の搬出についての意思の確認を行いました。

次に、問題解決に向けた県との具体的な協議内容についてですが、農地法に直接関係するものについては、県の担い手農地マネジメント課と平群町で協議を行っており、その内容としましては、前回と同じになりますが、まず外周壁の撤去や敷地内の土砂の一番上にある建築物や工作物等を除去させるよう、また搬出できる土砂の撤去とあわせ、是正の方法を順序立てて指導を行っております。

また行為者には粘り強く理解を求め対応することが効果的な指導であると考え、少しでも改善が進むよう協議を重ねているところです。県の建築課、廃棄物対策課、景観環境総合センターとの全体の協議の中では、それぞれの分野の違法状況を中心に指導を行うとともに、現場に動きがあった場合など常に情報共有を行い、県と町が連携して、問題解決に向け指導を続けている状況であります。以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

出てるようにも思わんけどな。まあまあちょっとは出てんのかな。言っときますけど、あそこ最初の質問でも言いましたけど、土固めて2段になって、ほんで一番上は、上の池の下の農道か町道か知りませんが、ある所の高さと一緒に高さになってる。ほんで車で上まで上がれるようにしてんねんで。土とろうというような状況になってるとは思われへん。

ましてや犬はずっといてるし、犬小屋も、犬小屋ちゃうよ、普通の小屋もあるし、車の軽トラもほったらかしやんか。まだ、下に埋まったまま。だから全然、そんな土なんぼが出したって、どっか売れたんか、それは。売れたんか、出したんかわからんけど。本来、先にとるべき工作物とか軽トラとか、そういうもんはそのままじゃないですか。

で、県は盛んにやね、なんぼ言ったって、あの産業廃棄物かどうかわからんって言う。掘ったらすぐわかるって言ったって、わからんって言うからやね、なんぼ言ったってそう言ってんよ、県は。産業廃棄物らしきものっていう言い方するからね。ここに県の弱腰があると思うよ。昔からそうなんや。もう30年も前からそうや。

やくぎには弱いし、県の担当者は。いやほんとよ。やくぎに脅されて、どれだけ逃げ回ったか。それで話変わるけどやね。県警の課長補佐あたりが現職で県の課長補佐になったりしたのもいっぱいあったわけ、そういうややこしいところは。もうそれで、だから、もっとしっかりときちっと指導しないともう2年以上たって、変わってないどころかきれいにしてしまっやね。上から見え

るよ。この前写真見せたでしょう。きれいに囲って、何してんのか知らんけど、あそこ作業所にもできるよ、今やったら。土固まって2段になってきれいにしてるから、車でシュッと上まで上がれるし。

だからそんなん取る気ないって。もうちょっときちっと指導しないと。もう県なめられてるよ。それで出てこなかったそんで終わりやもん。無視したって、県指導せえへん。

もうそれは西岡課長とか担当者みんな大変やけどね。ちょっと県に、もうほんまに、もったきちっと、そんなあんな違法なやつをそのままほったらかしで、あの程度の指導でそのままにしとくということ自体がほかでもやったってええねんってなるよ。ほかでもやったってええねんって。あそこ何もようせえへんやないかって。

県にそう言うたってよ、そんなん。よそでみんなあれやられたって、指導せえへん。そんでええんかっていうことになるやんか。そういう問題なんやて。もう2年もなってやね。2トントラック10台、ほとんど土なんか上から見たって、出てるように見えへんやん。出たんやろうけど。それはあんだけ入ってんねんから、少々出したって追っつかへんがな。

出す時ちゃんと自分ら行って見てきたら。どこへ出してんのか。それかてちゃんと出してんのか。あの土どっかへ、勝手に。どこへ出せんのか。その搬出先も今度問題なるかわからへんで。どこでももってってええちゅうもんちゃうでしょうが。違法に農地に積んだ土、これどこへ持ってってええか、それかて調べなあかんのちゃうんかいな。逆にいえば。県に言ってよ、それも。持っていったって、どこに持っていったか聞いてよ。それ。

いや、そういう問題もまた出てくんねんて。もう違法に違法に違法になっていくわけやんか、だんだん。椿井の土地、コーナンじゃないわ。どこや。

「プラント」の声あり

○7 番

プラントが来るとこ土ようけいるらしいからさ。笑い話したくないけども。ほんとに解決する気があるんやったらもっと土。下までとるのはもう不可能かもわからんけども。上ものは全部とって、農地として使えるように、せめて回復する。前から言ってるように。本人かてそのほうがええと思うよ。今のままほっといて、違法なままでね。もう農地として、それは使えるかどうかわからんけども、あのままほっといたって、絶対あれよ、雑種地にはならんで。だから農業委員会かてだって、転用を拒否されたわけでしょう、農業委員会に。それはもう明らかに違法やてわかっているからやん。

だからそういう問題ですので、ちょうど12時になるんで終わりますけど。そういう問題なんで、ちょっと県にもっと強く、私も行った時は言うんですけど。もう行くたびに担当者変わるからね。あそこ。だからなかなか前行かないし、奈良県もあちこち、ようけそういう問題抱えてるんだと思うんですけども。ちょっと担当課としてはもうしんどいでしょうけども。事細かに分けてですね。物を言うのと。それとやっぱり、もうどうしてもあかんのやったら、警察権力とか、そういうことも含めて考えなあかん時期が来ると思うんです。

そういうこともちょっと視野に入れて、指導強化、主体は県ですけども、県のほうにはしっかり言っていただくことをお願いして、また次もやりますけど。私の質問は終わります。以上です。

○議 長

それでは山口君の一般質問をこれで終わります。

午後1時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時58分)

再 開 (午後 1時30分)

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号11番、議席番号11番、下中君の質問を許可いたします。下中君。

○11番

11番、下中一郎でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問を通告に基づき行います。本定例会の最後の一般質問になりますが、よろしく願いいたします。

3項目質問通告をいたしております。まず1項目め平群町第5次総合計画の見直しについてを質問をいたします。

本町のまちづくりの基本方針・基本戦略を示す平群町第5次総合計画が平成25年度に策定されました。本総合計画は10年間という長期的な目標を示すものであるが、目まぐるしく変わる社会経済情勢に対応するために5年単位として、前・後期に分けられています。

29年度で、前期基本計画が終了し、この5年間の事業の実施状況を検証されたと思います。

この件については、昨年の6月議会においてこの前期基本計画の検証作業に

ついて一般質問を行いました。その時答弁として、その手法・手続き・時期等について、次年度の早い段階にという答弁がございました。それを踏まえて2点お聞きをいたします

まず1点目は前期基本計画の検証作業を終えて、その結果はどのようになっているのか。また検証資料としていつごろ提出できるのかお聞きをいたします。

2点目として後期基本計画の策定については、前期基本計画の実施状況を検証の上、見直しを行うとなっています。あわせて、27年度策定の平群町まち・ひと・しごと創生総合戦略と改訂されました平群町都市計画マスタープランとの整合性を図りながら、後期基本計画の見直しを行っていく予定と聞いておりますが、後期基本計画の策定のめどはどのようになっているのかお聞きをいたします。

続きまして、2項目め、健康寿命奈良県1位を目指してということで質問をいたします。

住民の健康づくり運動である第2期健康へぐり21計画に基づき、さまざまな事業・施策が実施されているところであります。

特に高齢化が進む本町においては、多くの高齢者の方が御自身の健康に不安を持っておられると思います。人は誰しもが健康で長生きしたいと思うのは至極当然のことであり、本人の努力とともに社会全体で支えていくことも大切なことでもあります。

本町では健診を受けて伸ばそう健康寿命という健康長寿のスローガンを掲げて、多くのヘルスボランティアの方々と協働して住民の健康づくりにさまざまな実践活動が展開されているところであります。

そこで、3点についてお聞きをいたします。

まず1点目は健康寿命奈良県1位を目指す中で、現在、平群町はどのぐらいの位置にあるのかをお聞きをいたします。

そして、2点目は現在、実践活動が展開されています取り組み状況とその成果についてお伺いをいたします

あわせて、現在の取り組みの中で県下で先駆けて行っている事業や本町独自の事業、さらには特筆すべき事業があるのかお聞きをいたします。

3点目として、住民の健康増進を進めていく上で、さまざまな角度からのデータの蓄積も大切なことと考えられますので、大学や生命保険会社との共同研究を進めていくべきと考えるが、どのように考えておられるのかをお聞きをいたします。

次に3項目め、音楽のまち平群をとということで質問をいたします。

町内の小学校・中学校では金管バンド、マーチング、吹奏楽など音楽関係の

クラブが活発に活動されています。

町内の行事、イベントにも積極的に参加し、すばらしい演奏をし、町民の方々に勇気と感動を与えてくれています。

また、最近では学生時代に吹奏楽の経験のある方が集い、グループを結成され、日々練習し活動をされています。公民館クラブにも登録され、小・中学生から社会人まで、さまざまな世代の方が練習を積んでおられます。

各団体でのオープニングを飾る光景もよく見るようになってまいりました。また近々では、プリズムでの健康フェスタにも出演されると聞いております。

このような中で、小・中学生のバンド、吹奏楽部と社会人を中心とした吹奏楽団が一堂に集い、幅広い世代の吹奏楽を楽しめる音楽のまちづくりを発信していくことは、非常にうれしいニュースだと思います。

そこで2点についてお聞きをいたします。

まず1点目は、学校のクラブ活動と社会人グループへの支援をどのようにされておられるのか、どのように考えておられるのかお聞きをいたします。

次に2点目として、このように各学校、社会人として活動されている演奏の幅を少しずつでも広げていくために、年1回ぐらいの合同演奏会が開けるような環境づくりが必要であると考えますが、どのように考えておられるのか、お聞きいたします。

それとともにお隣の斑鳩町、王寺町では以前からこのような催しが開催されており、特に両町には県立高校があるので、その県立高校も参加をされています。残念ながら本町には高校がありませんが、もし合同演奏会が開催できるようになれば、一つの高校にも招待して参加してもらえるとということも視野に入れた環境づくりを考えてもらうことを提案をいたします。

以上3項目であります。明解な御答弁よろしくお願いをいたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは下中議員1点目でございます。第5次総合計画の見直しにつきましてお答えを申し上げます。

第5次総合計画は、平群町の政策の基本的な方向性を長期的な展望で示すものでございます。中身といたしまして、基本戦略に基づき第5次総合計画推進連絡協議会で重点施策の進捗状況を報告をいたしまして、効果的な計画の推進に努めているところでございますが。検証作業につきましては、昨年6月に議員より御質問をいただいて以降、スケジュールに遅れが生じたところで、検証委員会での議論には至っていないのが現状であることから、今後の作業スケジュー

ールも踏まえましてお答え申し上げます。

まず、1点目の検証資料についてお答えを申し上げます。総合計画におきましては、77項目の目標指標の数値について、その達成状況などにつきまして、昨年7月に取りまとめを行い、第5次総合計画推進連絡協議会におきまして御意見を伺ったところでございます。

その後、作業に遅れが生じまして、第5次総合計画検証委員会がいまだ開催できていない状況であります。その後でございますが、本年4月に第5次総合計画検証委員会の委員の方と協議をする中で、一旦取りまとめた資料について、協議をさせていただきまして、一定の検証と中身の検証という部分と、資料の加筆修正等の宿題をいただいたことから、現在関係各課におきまして資料の精査を行っているところでございます。あわせまして今月21日から26日にかけての日程でございますが、私ども政策推進課のほうで各課のヒアリングを行う予定をしております。

そのヒアリング結果を用いまして、検証資料の取りまとめを行い、8月3日に第25回の第5次総合計画推進連絡協議会におきまして説明を申し上げ、同じく8月の30日に第5次総合計画検証委員会を開催をいたしまして、御審議を賜りたいというふうなスケジュールを考えておるところでございます。

こういった委員の皆様方の御意見を踏まえながら、より効果的な後期計画のあり方について、必要な見直しを行うという視点に立ちまして進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目の後期基本計画の策定につきましてお答えを申し上げます。

1点目の中で述べましたように、今後進めていく作業スケジュールというふうなプロセスを経まして、今後重点的に取り組む施策などを明らかにするとともに、後期の計画推進の方向性を明確にすることが、重要であると考えております。検証委員会や推進連絡協議会での意見を踏まえたうえではありますが、めどといたしまして、今年度末を一つのめどといたしまして、内容的には目標指標の達成状況を精査することに、いわゆる数字の精査という部分で精査することに主眼を置きました後期基本計画を公表できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長

下中君。

○11番

順次再質問を行います。まず始めに、昨年6月に一般質問を行いまして、その当時、原課で取りまとめを行っているという回答でございました。

そして冒頭申し上げたように、次年度の早い段階で資料を取りまとめ、公表

していくということでありましたが。その後の今年度に入って、総合計画推進連絡協議会で意見を聞いたが、検証委員会の開催がおくれて、今現在に至るとのこと。この件については非常に私としては残念であります。

やはりその辺、怠慢と言いませんけれども、やはりもう30年度から後期が始まっておりますので、早い段階での、やっぱり公表、資料提出を願うところでもあります。

そこで少し再質問をいたします。現在、取りまとめをして今月に各課がヒアリングを行うということで、その後、検証委員会で、御意見を伺うというふうになスケジュールを伺いましたが、今、現在、政策推進課の手元には内部資料とございますか、そういう形ではきちっとあると思っております。ただそこには、まだ検証委員会からの意見が入っていないというところであります。ヒアリングした結果としては、残っているということではありますが。それをざっくり、今ごろになって取りまとめの課長として、どのように感じておられるのか。

私自身も、達成感などについてはちょっと苦しいかなというような思いは持っております。その辺、取りまとめの課長として、どのように感じ、分析されているのかをお伺いをいたします。

簡単な例で言えば、目標値を定め、それに10年かかって達成するというところで、総合計画は作られておりますが。その中で浮いてる部分もあれば、横ばい、または下方に行っている部分もあると思っております。わかりやすく言えば、新制度でありますけど、企業誘致については、既に3社ですか、4社ですか、できたということもありますし、普通の事業として公共下水道の普及率も上がってきたということもあります。

ただどうしても、マイナスといたしますか、下方のほうが目につきまして、今議会でもいろいろと議論になっております。公共交通、コミバス、これはもう作った、策定された2、3年後が一番ピークでそれから下降だと思っております。特に30年度からは、もう3便、現状維持がもう2便になっております。

それと人数的にもやはりちょっと苦しい人数になっております。この辺も下方している事例であると思っております。

それと一番大きいのは、総合計画の一番最後の締めくくりとして挙がっております行財政運営。これについては比率を下げることでありましたが、やはりいろんな予期せぬことが発生して、非常に苦しいというような形で、数字も悪くなっていると思っております。

ほかたくさん77項目ですか、ありますので、課長のほうでどれだけ全部見られたかもわかりませんが、我々がちょっと見たところで、目につくのはそのようなところでもあります。そのような結果が出ておりますが、上向く、横

並び、下方といろいろありますけれども、全体としては、私はちょっと苦しいかなど、厳しいなというように思いますが、その点町としてどのように今思っておられるのか、それをお聞きしたいと思います。

それと、2点目としてこれ、大体こういう更新するとか改定する場合によく言われるのが、策定時、作ったときは直面する課題を克服するための施策であったが、急激な人口変動や社会経済情勢による変化により、実施困難になりましたとか。数字が伸ばせなかったというくぐりが多いです。

特に4次から5次に移るときも、4次の検証のときにやっぱりそういう文言が使われております。これはこれだけと違って、いろんな面で予定していたが、やはり急激な社会変化があって、なかなかできなかったというのがありますが。それプラス、これね、それもそれはもちろん、大きな要因です。それとともに、やはり町として、やはり努力不足があったのではないかというふうに、私思います。その辺もやっぱり肝に銘じて、やっぱり検証して、次の段階にいったほしいと思いますので、その辺どのように思っておられるのか。それ2点目としてお伺いいたします。

それと3点目として、先ほど8月の末ですか、検証委員会の開催ということでお聞きしましたけれども。実はのどこね、次年度早々がちょっとずれ込むということが予測できましたけれども、私としては例年、これは議会からの要請で上がってくるものですが、今年も既にあったのかなかったのか、私わかりませんが、例年8月の中旬ごろに仕上がってくる政策基本体系表と同時ぐらいに提出があるのかなとは思ってはおりましたが。今の検証委員会の開催が8月末というようなことが言われておりますが、これを何とか前倒しにするとか、1カ月繰り上げてとか、いろんな方法で、そのような時期と同時期に提出できないのかなということに考えておりますが。その辺についてどのように思っておられるのか、再度お伺いいたします。

それと2点目の後期基本計画の策定ということで、今年度中には策定ということで、まあ後期の5年のうち1年は過ぎると思いますけれども、前期基本計画の検証も大切ですのでそれをきちっとしてやっていくと。それと今、重点政策とかと数字についてはきちっと精査をしていくという答弁ございました。これもなるほどそうやと思います。私も思うように、やはり重点政策や目標値をきちっと精査して、もうシンプルな形で、この5年間はこれをなし遂げるんだと、これ目標に頑張るんだというような感じで、後期の基本計画の策定に臨んでほしいと思いますが、その点についてどのように考えておられるのか。

以上4点について、答弁よろしくお伺いいたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは下中議員の再質問にお答えをさせていただきます。4点の再質問をいただきました。まずは1点目の、今のいわゆる数値目標の現状、いわゆる達成感といいますか。達成状況についてどう考えておるのかについてというところでございます。

現在、各課のほうからざっくり取りまとめしました目標指標の数値については、何度か確認はさせていただいております。その上で今議員お述べになりましたように、既に達成をしておるもの、また未達成なものというのがございます。達成していただいたものにつきましても、今おっしゃっていただいたところも踏まえてでございますが、ざっくりとした感覚といたしましては、今現在達成しておるものの中では、安全安心の関係で防犯灯であるとか、交通安全の関係につきましてはやっぱり住民の皆様方の関心も高いのかなということ。

あと子育て支援関係の数値につきましても、一定、ここで、計画の中で折り返みさしていただいた数字が今現在クリアできているということで、そういった分野のものにつきましては、一定達成できておるかというところでございますが、未達成のものがやはり77項目ございましたら、多分でございます。その中でもやっぱり御指摘いただきました、コミバスの乗降者数であったり、また住宅関係でいいましたら空き家の数であったり。あと一番、我々財政のほうも担当させていただいておりますので、将来負担比率というのは非常に厳しい状況でございます。目標では145でございますが、今200を超えておりますので、大変厳しい状況であることは間違いございません。

ただそういった中身も踏まえまして、ちょっとヒアリングをするなかで、計画時点でどのようなプロセスを経てこういうふうな達成目標を立てたのか、今現在どうなのか、将来どうするのかということ、ある程度、残り5年の計画でございまして、ある程度現実に見合ったような形での数値の見直しというのはやっぱり考えておるところでございます。

そういった意味ではやはり、御指摘にございましたような、行政の努力不足っていうところも多々あるのかなっていうこともございますので、その辺は鋭意努力しながらの計画の推進ということでございます。

2点目でございますが、策定時の施策の見直しという部分でございます。これも1点目の数値の達成という部分と若干重複してくる内容もございます。やはり10年の長い計画でございますので、当初計画を策定したときの社会情勢と今現在、また今後5年後の社会情勢ってというのは非常に大きく変化をするところでございます。

そういった将来の見通しってというのが、なかなか効かなかったというようなこともございますので、そこにつきましては十分今の現状を把握した上での5年間という部分での計画策定に努めてまいりたいというふうに考えております。

この計画ができた時なんですけども、ちょうど策定委員に入っていたいておりました大学の先生とちょっとお話を、この計画ができた時にする機会がございまして。今から思ったら、その先生すごい先見の明があったのかなと思うことがございました。

この数値というのは、基本的にやはりどっかでそごが出てくると。それは当初の計画の策定がまずかったのか、住民さん内のニーズが変わってきたのかっていうことがあるので、数値目標っていうのは生き物なんやから、そこは何て言いますか、フレキシブルといますか、柔軟にものを考えながら、行政としてやっていったほうがいいよというふうなアドバイスを頂戴した記憶がございませぬ。

そういったことも踏まえまして、策定、各施策の見直し等につきましては取り組んでまいりたいと、数値の見直しについては考えていきたいというふうに考えております。

次に3点目の検証委員会が、ちょっと策定できなかつたということにつきましては大変申し訳なく思っております。議員から御指摘いただききました、毎年決算時に議会のほうに提出をさせていただいております政策体系表と同じ時期ということでございますが、ちょっといつも政策体系のほうは、恐らく、まだちょっと議会のほうから、我々のほうに通知いただいておりますが、毎年のことでしたら、だいたい8月のお盆前後ぐらいに資料のほうの提出ということで期日をいただいておりますので、ちょっとそれに合わせてということになりますと、ちょっともう検証委員会の日が確定をしておりますので、なかなか繰り上げるのは少し困難かなというふうに考えておりますので、そこにつきましては、一定御理解のほう賜れたらというふうに思っております。

次に4点目の後期計画の数値目標の精査が、達成状況の精査のやり方、手法についてでございますが、これにつきましては我々もなるべくシンプルに、こういった数値を掲げておったけども、今度こうなるよと。その分析につきましては、いろんな手法ということで、自己判断になるかわかりませんが、総合評価をやったり、また同種同様の事業が近隣でございましたら、その近隣比較みたいなことをやったりということでの、相対評価みたいなことも踏まえて、ちょっと数値管理につきましては、やっていきたいというふうに考えております。

それとあわせて、議員から御提案いただきましたように、なるべく計画につきましては、シンプルなものを作成をして、見てわかりやすいような計画書っていいですか。後期計画というふうになるようにしてまいりたいというふうには、十分を思っておるところでございます。以上です。

○議長

下中君。

○11番

課長ありがとうございます。1点目のどのようということ、始終、詳しく述べていただいて、ありがとうございます。確かにかなりすばらしい達成できているものがあるし、できていないものもあるし、非常に厳しい数字で出ているものがあります。そんな中でも特に、課長言われたように、私も思いますけれども、この計画そのものが住民とともに町を作っていくということになっておりますので、その方面についての目標値いいですかの、達成度は割と行っているなと思います。

先ほど言われたように防犯等であるとか、それと出前講座も割と多いしと、小地域ネットワークも割と頑張っておられるということもあって、我々のこの市民生活に直結する部分についてはかなりの達成感があるのかなと、私自身も感じております。

ただ大きな施策についてはかなり難しいなという部分もあるの、これ課長が分析されてると私も変わりありません。ただ、子育ての中でも十分行っているというなお話ありましたけれども。一つだけちょっと言っておきますけど、これは総合計画で後の総合戦略でも出ましたけどもね、育まちイベントを数をどっとふやすということでしたけども、実際、もう30年度の、わかりますわね、1回あっただけでもう、もっと言えば当初予算にもなかったというようなことではありますが。これは平群の出会いを作ると、来てもらうということが一番大きな目標であります。そこで出会って、結婚して、出産して、大勢子供さんを育てるとというのが一番大きな狙いがありますので、その出発点の部分については、少しもう上昇どころか、なかなかいってない。当初は1回ということでしたけど、それだから基準値からふえてないということですので、これについては少し力を入れてほしいなというふうには思います。

あとは、財政ではもう厳しい。これは何とかもう職員一丸となって頑張ってもらおうということです。それから資料の提出については、おくれるということで、私まあ、このぐらいの時期にいただければありがたいなと思いましたが、各委員さんの日程上、8月30日と決定されておりますので、これは前倒しも、後ろへもいかないということで、結局30日の検証委員会に出して、そ

こでかくかく御意見をいただいて、取りまとめて、公表、資料提出ということになりますので。政策基本体系表と同時とはちょっと無理ということですね。

本来は、その時にあれば一番ありがたいですねども。それについては無理だということで、それでも30日に開催された後はできるだけ早く取りまとめて、皆さんにわかるようお願いしたいと思います。

それと後期の基本計画については、今課長も言われたように、やっぱりもうスリムにしていくと。重点施策をきちっとして目標値もきちっとしていくということで、これももうほんとに、私、冒頭申し上げたように、シンプルな形ということをお願いしたいと思います。

それと、そんな中で、後期の基本計画を作っていく中で、よくここ最近言われております、いろいろなキャッチフレーズつけてやっておられますわな。ここ最近、たまたまちょっとふえたちゅうのか、それをもじったのか知りませんねども、これもうどなたもよく御存じだと思いますわ、近江商人の三方よしね。「売り手よし、買い手よし、世間よし」いうのね。それが、うちの総合計画、または総合戦略では「住みたい、育てたい、行きたい」ですか、ゆうこと言われております。

またなんか最近、県のほうでも、知事のほうがなんか「住んでよし、働いてよし、訪れてよし」ですか、というようなことを言われております。お隣の三郷町はまだそこへプラス、「学んでよし」いうようなこと言われております。この辺、実際どのキャッチフレーズがいいかどうかね、これは別として、そういうふうないい方でね、ちょっと今さら、印刷したもんはもう変えられませんので。いろんな場面で発するときね、そういうふうなことも念頭においてやっていくと、作っていくということが大事かなと思います。

私、思うのが例挙げたらね。「住んでよし、子育てよし、買い物よし」って。これ平群でいいのかなって私思います。これはまた考えていただいて結構ですけども。

今回、そのような言葉もじって、健康フェスタのチラシにもそういうような言葉出ましたね。「住んでよし、生まれてよし、育ててよし」か、何かね。あんまり最近聞かないようなことが出ました。これは特に、いろんなテレビの影響もありまして、大阪商人の家訓、これはもじって、たまたま近江商人のほうがまたより出てきたような感じですねども。そのような、シンプルにしてかつわかりやすく、平群ってこんなとこやと。住んでよろしいよと。それが総合計画の言われてる、自然を大事にするということね。

子育てです。これは子育てナンバーワンというように自負されております。これは最近、そう差異はないような形にはなってきておりますが、やはり子

育てしやすいまちでありますよと。それと先ほどの企業誘致にも触れたように、実際この近隣の市町村から見るとかなりの店舗が張りついているということ、こういう言葉がいいのかどうか知りませんが、買い物難民やと言われてる所もあるぐらいね、なってくる中で本町においてはかなりの店がふえてきたということで、やはりそこが、やっぱり今となってはそれも一つの強みだと思います。平群町の。その辺もどう盛り込んでいくかは、これは後期基本計画の策定の際にいろいろ議論をしていただいて、その辺もちょっと含んだ後期基本計画の策定をお願いしたいと思いますが、その点についてだけ再度お願いいたします。

○議長

政策推進課長。答弁は簡潔にお願いいたします。

○政策推進課長

そうしましたら下中議員の再質問にお答え申し上げます。後期計画の策定でございますが、少し重複する答弁になりますが、おっしゃっていただきましたように、中身につきましてはなるべくシンプルなわかりやすいような、特に数値などを見て、比較できるような計画といいますか。資料の作り込みにしたいというふうな、またここでも改めて申し上げたいというふうに考えております。

次に、後期計画のコピーっていう部分でございますが。前期計画というか計画相談の中で第5次総合計画につきましては、「みんなで創ろう 山のぼっけへぐりの未来」というふうな計画を作っております。そういったことも踏まえまして、もし後期計画のほうで何かそういうふうなサブタイトルでコピーをつけるということでございましたら、そこにつきましては検証委員会並びにまた推進連絡協議会の委員の皆様方の御意見等を拝聴させていただいた上で、対応といえますか、考えてまいりたいというふうに考えております。

当然、後期計画の中でもさまざまな計画といえますか、社会情勢の変化っていうのがございます。今議員特筆的に述べていただきましたような小売店舗等についてもバイパス沿線沿いの、かなり活性化ということで、当初この計画を立てた時よりも店舗数なんかもふえているようなところでございます。

そういったことも踏まえまして、今後の社会情勢なんか、今の情勢を踏まえた上で計画策定につきましては、その部分について留意して考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長

下中君。

○11番

後期の基本計画については、基本はやはり、住民協同でつくる町、「みんなで

創ろう 山のぼっけ」でありますので、それは核にさせていただいて、やはり皆さんにわかりやすいような部分があればということで、その辺の検討もするというので、やっていくということでもありますので、その点についても十分、意を払って策定お願いしたいと思います。この件についてはこれで結構です。ありがとうございます。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、下中議員の大きな2点目の健康長寿奈良県1位を目指してについて回答をいたします。

まず1点目の健康長寿奈良県1位を目指す中で、平群町はどの位置にあるのかについてですが、奈良県の最新の統計資料によりますと、男性では第4位、女性では23位となっております。

次に2点目の現在の取り組み状況、その成果について、また県下に先駆けて行っている事業及び本町の独自の事業についてですが、議員お述べの「第2次健康めぐり21計画」に基づき、各種保険予防事業を実施しております。これは平成25年から34年までの10年計画であり、昨年は中間評価の年で事業実績や住民の方々、1,600人余りへのアンケート等で結果の考察を行いました。

その結果、取り組み状況としては計画に基づいて進行しており、またその成果はこころの健康、生きがい、食生活、運動習慣、歯科保健、体の健康、たばこ対策の6つの健康課題のそれぞれに改善した項目、悪化した項目があり、詳細な結果につきましては概要版として、広報や町ホームページで周知していく予定でございます。

さらに特筆すべき事業としては、このプランの根幹となる住民協同の視点があります。議員お述べのとおり、非常に活発な6つのヘルスボランティアがあり、そのきめ細やかな多岐にわたる事業の数々は、毎年のように知事表彰を受賞しております。

特に他の市町村にないヘルスボランティアとして、生きがいづくりボランティアや精神保健推進員であり、生きがいづくりボランティアは町外に出たのハイキングや音楽鑑賞、パソコン教室など。また精神保健推進員は茶話会と申しますけれども、月2回お茶を飲みながらの相談や鬱病予防の啓発などを実施しています。

3点目の大学や生命保険会社との共同研究についてですが、平群町では慢性腎不全の予防対策として、国民健康保険加入の方への特定健診や後期高齢者医

療制度加入の方への健康診査の受診結果に基づいて、保健指導を実施しているところですが、その事業評価や分析において、奈良県立医科大学に協力をいただいております。また検診のPRには町内のスーパーに協力をいただいております。このように、大学や民間企業とのコラボ事業には健康づくりの裾野を広げるものであり、今後も鋭意研究してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長

下中君。

○11番

健康づくりということで、健康長寿奈良県1位を目指してということで質問をいたしました。今、3点について詳しく説明をいただきました。

順位については、現在男性が4位ですか、女性が23位ということで、これ大きな差が20番ぐらいあって、これも先ほどの話とちょっとだぶるとこありますけども、当初は15位前後だったぶんですが、ここ最近伸びてきたということで、これは平群町が頑張っただけ伸びたのか、そのままだったんが、よそが大きく、他町が伸びたのか。これもわかりにくいところでございますが。男性の4位というのは、非常に結構なことだと思います。

女性についても、中盤ぐらいですか、39ですので。これも伸ばしていくということで、なかなか1位まではちょっとかなりしんどいかなちゅうとこありますが。これは御本人はもちろんのこと、我々社会、地域全体で守り立てていくということで、頑張っただけだと思っております。

ちょっとここで一つ、再質問いたします。お聞きしますが、この1点目のこの県下での順位で、4位と23位ということで、男女で20番も違うちゅうことで何が原因か要因かわかりませんが、その辺、課長のほうでどのように感じておられるのか。いや、またこういうことがあったのか。ということがあれば、答弁をいただきたいと思います。

それと現在進行形中のいろんな取り組みということで、基本は第2次健康へぐり21計画に基づいてやっていくということで、これはどんどん進めておるということで。それが中間点でアンケートをとって、取りまとめができたということで、この点についてもよくなった部分、悪くなった部分、これはいろいろあると思いますが、その辺もやはり住民の皆さんに対して、いやこういう面は平群町ようになりましたよと。しかしこういう面悪化しましたということを広く知らしていくということで、できるだけ多くの方に健康について考えてもらうという機会を作っていこうと。

そういう姿勢と考えていますが、その点でいいのか。またその公表について

は、ざっとまとまっておるのであれば、その時期については、いつぐらいになるのかをお聞きしますので、お答え願いたいと思います。

それから3点目として、通常に取り組み状況とともに本町独自であるとか、特筆すべきものとして、お聞きしたら6つのヘルスボランティアですか、ありまして、ほんとに活発にいろんな事業活動をされているということで、毎年いろんな表彰もされているということで、広報にも何回も載っているところでございます。

その中で一つ、この特筆すべきもの、また現在取り組んでいることも今後ともずっと推進していくような考えがあるのか。プラスアルファ新たな施策を考えているのかをお聞きしたいと思います。

そこでたまたま一つ挙げていただいたので、青少年の件について、ほんとに我々は健康フェスタの時しか、あまり見る機会、会う機会がございません。しかしその時の推進員さんほんとに熱心でございます。もう感謝しております。たまたま議会事務局の階段をおりたところの掲示板には、青少年のいろんな茶話会等の案内は、年に数回、数回もないのかな、二、三回張ってます。

私も気づけて見とりますけども、いつも推進員さんの方は「一回のぞきにきて励ましてや」とかいうお話しは聞くねけども、なかなか行けない状態ですねけども。

この点については、やはり他町にあまりあるのかないのか、ちょっと私わかりませんが、これについてはかなりやはり先んじてるというのか、特筆していると言えるということで答弁されたと思いますねけども。

再度この辺についてもう一度だけお願いをしたいと思います。それと最後の、大学や企業とのかかわり、共同研究ということで、一つ提案といいますのかな、やっていったらどうですかということですので。今後、研究していくというお答えであります。これは私申し上げるまでもなく、せんだって、もう御存じだと思いますがね。三郷町が大阪大学と提携を結んでやっていくということを発表されました。

その少し前ですか。県が第一生命と色々なきちとした提携を結んで、健康長寿日本一を目指していくというように知事の方から発信されておりました。

そのように、平群町でもやはりそのようなことを検討していく時期ではないかなと思います。特に先ほど取り組みの中で言われたように、特定健診や後期高齢者、医療保険者、制度加入者の保険健康診査の受診結果等も。いろんな後の保健指導を県立医大と協力しているというように言われました。

そのように既にそのようなこともされておりますので、別に大学へ呼びかけ

る、一緒にやろうと呼びかける、また働きかけるということもそう抵抗はないと思いますので。これは進んでやっていただきたいと思います。

それには本町では既に官学連携協定している大学もあり、そういう所へと働きかけをするのか。また、いや、県立医大に協力して一緒にやってるので県立医大とでもまたやるのとか。

特にまた栄養面とかそういう面で、畿央大学ですか、白鳳短大とかも、いろいろ行き来があるというふうに聞いておりますので、その辺とも共同でやっていくとか、また提携を前提でやっていくとかいうことも考えられます。

あと企業、県は第一生命ちゅう生命保険会社でありましたけれども、本町では今のところ、生命保険会社とは提携しておりません。してんのは損保会社ですか。ですので、ちょっと分野が違うと思いますが。

あと南都銀行さんも提携しておりますので、その辺ともいろいろ話し合いをされて、有力なそういう生命保険会社があれば、いろいろと話を進めていっていただきたいと思います。

その件について研究していくということでありましたが、やっぱり新たな大学を探していく、企業を探していくということも大事でありますので、もう少し前向いて進んでいってほしいと思いますが、その点について、再度、答弁よろしくお願いいたします。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

再質問にお答えさしてもらいたいと思います。下中議員のほうからたくさん再質問いただきましたので、ちょっと抜けたりしたら、また後でおっしゃっていただいたら結構と思います。

まず、県下で第4位、男性では第4位の健康寿命でございます。女性は23位ということでございますので、その要因でございます。健康寿命とは、結局余命から平均介護期間を引いた残りが健康寿命といたしますけども。今議員おっしゃったように、もともと5年、24年ぐらいでしたら15位でした。それが現在では4位ということで、だいぶ前のほうに進んでいるということで。

奈良県自体が、全国で3位なんですね。それでその中で平群が4位ということで、かなり高いレベルにあるというふうには思っております。

その、女性に関しては中間程度ということで、あまり特化できるような材料はちょっと持ってないんですけども。

男性でいいますと28年8月に行った分析ですけども、健康づくりの地域活動の参加率ですとか、運動習慣の割合また喫煙率から、がん検診の受診率の1

2項目の検査項目がありました。その評価が県下で男性が1位やったんです。ということで、平群町の男性の住民の方は非常に関心、健康に対して、関心を持っていただいているということで、この辺で理解できると考えております。

それで女性に関しては、ちょっと今、原因がちょっとまだ今のところ持ってませんので申しわけございません。

中間評価の件ですけども、時期的なことがちょっとまだ未定でございますので、はっきりしたことは言えませんねけども。今年度が自殺対策の計画を立てることになっておりますので、その内容も合わせて21計画の中間報告とあわせて公表していきたいと思っておりますので、ちょっと時間のほうが、ちょっとお待ちいただきたいと思っております。

それから、今後継続していく事業とかそういうことにつきまして、健康へぐり21計画に基づく8つの健康課題があります。それで町の平成29年度の実績といたしまして、リハビリ教室ですとか、膝教室、自主リハビリいうふうなことを中心に取り組んでおります。

それで、当然、介護予防も含めてですけども、健康保険課だけではできないんですけども、担当福祉課とかというふうな協力のもとです。毎日お出かけ健康法でありますとか、毎週、平群いきいき百歳体操というのにスローガンをおきまして、個人や集団、地域密着、自主的な活動を町内に浸透できるように健康づくりと介護予防の事業を展開していくということで、今、現在取り組んでおります。

それにつきまして、まだまだ地域のほうに根づいておりませんので、今後も全地域といいませんが、できるだけ回っていききたいなというふうには思っております。

それでプリズム平群ですとか、地区の自治会館とかですね、それからかしのき荘とかいうところで出前の健康教育とかを、どんどんどんどんさしてもらっているんですけども、今後もリハビリ教室とかをまた実施していきます。

膝に特化した、ちょっと高齢になられましたら、膝とかが痛む傾向が多いと思いますので、膝に特化した膝教室などを住民の皆様と一緒に対策に取り組んでいきたいなというふうに思っております。

それから、茶話会の話と思うんですけども。実は今度また、フェスタがございまして、茶話会。精神保健推進員さんのまた活動も出てきますけども。結局、いろんなお茶を飲みながらいろんな雑談したりですね、それからそれが介護、精神的な予防になればいいなということで、そういう茶話会というのが設けられております。毎月のようにあるんですね。月2回ありましてですね、私もこのフェスタの時ぐらいしかなかなかお会いできないんですけども、結局

こういうことをされてる時にお邪魔さしてもらって、いろんなお話をさしてもらって、自分のためにもなるかなということで、参加さしてもらったりはしています。

なかなか、この茶話会、精神保健っていうとなんか出にくい、行きにくいという感覚をお持ちなんですね。けども、そこへ来ていろんな雑談でもいいですから、話しして、少しでも気持ちが晴れるようなことであればいいなというふうな感じで、気軽に来ていただいたらいいなっていうふうに思っているところですよ。

それから、次に共同研究の話ですね。今、県立医大とも共同研究っていうかうちのほうで特定健診とか、特定、後期の方の健診とかのデータですね。データを取りまして、その内容を評価をしてもらってます。

私どものほうで専門の保健師がおりますけども、やはり大学の先生に見てもらってということで一つの評価のレベルが違うかなっていうふうに思っております。

それで県も県立医大の中に県民健康増進支援センターというのを設けてまして、市町村がそちらのほうに、平群町だけじゃないんですけれども、相談に行ける状況になっているということです。

議員お述べのように三郷町さんでは、最近奈良テレビでも放送されましたし、それから新聞でも報道されてますけども、フレイルということをされています。健康な状態と支援が必要となる中間の状態ということですね、フレイルというのは。まさに健康づくりと介護予防の間であって、いかに要介護状態に陥ることを防ぐかにかかっていますと。

まず現在行っている個人指導とか、それから集団健康教育、健康づくりの啓発、健診など環境を整えて健康づくり推進協議会とか健康づくり部会で評価分析を行って、さらにまた先進地の三郷町さんとかの好事例なども鋭意研究して今後また平群町らしい事業として、やってまいるために今後調査研究してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長

下中君。質問簡潔にお願いいたします。

○11番

大学との共同研究の件についてはなかなか難しいということで、目標値のところで事業上がってるということで喜ばしいことだと思います。それと今後の展開ということで、現在やってることをより進めるということと、もっと地域に根差してやっていくということで、ほんとに素晴らしい取り組みだと思いますので、それについてもより以上に頑張りたいと思います。

今たまたま課長の方から健康づくり、介護の面もということもありましたので、もし福祉課のほうでそういう面について、健康増進について何か施策も、あるのであれば、一つお答えを願いたいと思います。

それと大学については、今後もさらに調査研究ということで、よろしく願いたいと思います。

あと、福祉課のほうでやっておられる、また考えておられるということがあれば、それだけ御答弁よろしく願います。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

福祉課のほうでは介護予防ということで取り組んでおります。介護予防、健康づくりと言いかえてもいいかなと思うんですけど、基本的に福祉課でやってるのは、65歳以上の方です。年齢もうちょっと引き下げてもいいかなと思ってるんですけども。今やってるのは平群いきいき百歳体操、これ平成28年度から始めております。今10カ所で行っております。

朝にもちょっと城内議員の時にもちょっと申し上げましたけども、ことしからやろうとしてるのはラジオ体操とそれからウォーキング。ラジオ体操っていうのは、これは関東のほうで非常に盛んに行われています。百歳体操っていうのは、これ四国のほうからこっちの近畿のほうに伝わってきたんですけども。やっぱりラジオ体操っていうのは、高齢の方でも、どなたでも知っているっていう体操ですんで、それもう一回思い出していただいてやっていただくと。これを地域に広げていくっていう。

これを精力的に頑張っていきたいなと考えております。以上です。

○議 長

下中君。

○11番

町民の健康増進ということですので、福祉課・健康保険課と力合わせてやっぱり頑張っていきたいと思います。要は皆さんが生きがいづくりで、社会参加ができる、できるだけ多く出て行くということが一番、健康の源かなと思いますので、その点についても十分、いろんな面でヘルスポランティアの方々とともに頑張っていいただいて、できるだけ早く1位になれるようにより以上頑張っていきたいと思います。この件についてはこれで結構です。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、下中議員の大きな3項目めの音楽のまち平群についての御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の学校や社会人吹奏楽クラブ登録者への支援についてのお尋ねですが、まず学校のクラブ活動支援としましては、平群中学校吹奏楽部に対し活動費や大会派遣費などの補助金を交付しております。

また公民館クラブに登録されていますクラブ団体の支援につきましては、公民館の使用料を半額にしており、公民館のロビーにクラブ紹介コーナーを設け、クラブ員の募集やイベントポスターなどを掲示できるようボードを設置しております。それに関連しまして、チラシ等も配置できるよう配慮しておるところでございます。

2点目の合同演奏会の開催についてのお尋ねですが、議員御提案の合同演奏会のようなイベント行事につきましては、音楽活動を行う団体や個人などがみずからの文化芸術活動を向上させ、充実させるため自発的な取り組みという形でその団体みずからが主催をし、運営する形式が一般的ではないかと考えております。

さまざまな音楽活動を行う団体、個人の皆様方がそれぞれ共通の趣味を持つ人たちが集まって活動されており、時間的な制約や活動意識、目的など異なる面も多々ありますので、教育委員会が主導をして合同演奏会の開催に導くということは、大変厳しいと考えております。

教育委員会といたしましても、引き続き各種の文化の芸術関係団体との連携や活動支援を推進してまいりたいと考えており、議員からの貴重な御提案として受け賜りたいと思います。以上答弁とさせていただきます。

○議長

下中君。

○11番

順次再質問を行います。1点目の音楽、社会人クラブを含めてですが、支援ということで、通常为学校部分については、このような形でやっていただいておりますということでも結構ですけれども、学校としては、授業もあり、なかなかその辺の制約もありますが、できるだけ町民の方の目に触れるようにいろんな各種行事も出ていただくような手だてもお願いしたいと思います。

それとともに、いろんな各種大会の参加も積極的に参加してはどうですかというような、そういうような雰囲気作りもお願いしたいと思います。

せんだっても生駒郡のコンサートもございましたわね、安堵か斑鳩の中学校で。そのようにこれは大会ではございませんけれども、いろんな大会もございますので、できるだけ参加していただいて、他校のいろんなことも学んでくる、

自分たちもやっぱりそこで成長していくということで、よりそういう機会がふえるように、そういう手だてもお願いしたいと思います。

それと、今現在、登録されております、社会人グループのHEGURI WINDS！さんですか。本当に熱心にされております。なかなかそういう機会も少ないように、私も聞いておりますが、先ほど言いましたように健康フェスタの時にもまあ出番も聞いておりますように、できるだけいろんな時のイベントにも参加していただく、今もいろんなことで、できるだけ知っていただくような手だてをされておりますが。

その手だてとともにいろんなところへ出場できるような支援策が求められておりますので、その辺について今後どのように展開されていくのか、お伺いいたします。

それから2点目のこの合同演奏会について、これなかなか芸術というのは難しいもので一芸に秀でるということで、皆、各々個性がありまして、なかなか難しい部分もあります。それを取りまとめてっていうとなかなか難しい。またましてや教育委員会としては、学校、社会人もいろいろあるので、大変厳しいという今お答えでありました。十分わかります、それも。

ただ難しい。ほな、誰かするのかというとなかなか、それも、手挙げてするもんもなかなかおられないと思いますので。それについてもちょっとこれも、お隣の例を出して申しわけないねけども、生駒市は百何人、百四、五十人。あそこは学校もものすごい盛んで、社会人もものすごく多くて、それを全部含めた生駒市の吹奏楽団を結成されて、町上げてやってるということです。これは、これが最近に合同演奏会があったりということですねけども。

あとこのお隣の斑鳩町さん、これ毎年、これも20年続けてやっておられます。斑鳩吹奏楽フェスティバルというのがされておまして、ここには中学校、両中学校ですね、あそこは。高校、一般の方も入っておられて7月15日に開催されるということになっております。

これは教育委員会というより、たまたま斑鳩町には文化振興財団ですか、これが主催者としてされておるといふふうに聞いております。そしてまた、同じく王寺町、これもうほんとに熱心で、やわらぎウィンドハーモニーさんという、今年10周年の、もう10年なるコンサートも開催されます。これ、ただやわらぎ会館でされるということで、主催はどなたかどうかわかりませんねけども。これは自分たちのメンバーでやるというふうに私は思いますねけども。

その辺が非常に教育委員会としては実情を見た上で、難しいというようにお答えになりましたけども、現実として王寺町、斑鳩町でもされておりますので、一度、一度ですよ、その辺のどのような成り行きでされたとか。いろんな吹奏

楽部の生い立ちもいろいろ環境も違いますので、その辺、一度お聞きになって
いただいて、その結果、いやこれやったらやめといても違う方法でいけるん違
うかということがあれば一番幸いですねけども。一度行かれてはいかがかなと
思いますねけど、その点についてお答えをお願いいたします。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

下中議員の再質問にお答えをさせていただきます。大きく2点の御質問をい
ただいたかなと思います。クラブ団体の皆様方に大会への参加する雰囲気づく
り、そしてまた参加してもらえるように情報提供ということになろうかと思
いますけれども。公民館、教育委員会にそのような出場の情報等が入ってき
ましたら、可能な限り団体の皆様方にお伝えをするということは可能かなと思
います。

そして合同演奏会の件ですけれども、近隣で20年以上されてる町もあると
いうことですので、見に行くということも一つかと思えますけれども、
平群町が学校教育、社会教育でイベントとかも多々やっておる中でそういうど
のような手法で運営されて、どのような課題の中でその合同演奏会をされてお
るのかということも聞かしてもらって、今後の行政を進めていく上で勉強に
なるということもございますので、まずは相手さんの担当者の方と連絡をとり
まして、その手法について確認をしていきたいとこのように考えてるところで
ございます。

○議 長

下中君。

○11番

再々で申しわけございませんけども、クラブ支援については、そういうでき
るだけ多くの出番が、出番と言いますのかな、出演があるようにいろんな方法
でまた、応援をしていただきたいと思います。

それと、その合同演奏会については、今、課長言われたように先進的にかな
り経験もあるところでいろんなことを聞くということで、実際どういう運営か
私にもわかりませんが、担当者等もいろいろとお話されたら、いろいろな
ことが見えてくると思います。

それがまた平群町として可能かどうかというところもまた考えていただい
たらいいかなと思います。そこは教育委員会として、どうしていくかというこ
とになってきます。最後はね。そこも踏まえていろんなところから学ぶ、いろ
んな情報を得て、いや、平群町ではこういうことやっていくんだというようなこ

とを可能になるように、できるだけ前を向いたようなことになるようにお願いしたいと思います。

それとちょっと初め答弁がございませんでしたけども。高校の参加、今、例に出した王寺、斑鳩ともに高校ございます。両、王寺工業高校、法隆寺国際高校ですか。参加されております。

ただ、うちにはございません。残念なことに。だからやはり、1校来ていただいでやっぱ迫力ある高校生というのもやっぱり一つかなと思います。

これはどこの学校にするか。それはまた教育委員会で決めていただいていいと思いますけれどね。ヒントだけ言うときます。平群町には最もゆかりのある学校がいいと私は思いますので、それはまたいろいろ研究されたいと思います。

その高校の、最後の1点だけ、高校にも打診していく、また来ていただくというような合同演奏会も考えてもいいのではないのかと思います。その点にだけについてお答えを願います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただ今の質問にお答えをさせていただきます。まず高校とのコラボということになりますけれども、まずは教育委員会が答弁さしてもらいましたように、主導いたしまして演奏会を開催するというのは、現時点では厳しいという状況でございます。ほんとに高校とコラボするなかでそれは夢のある素晴らしい大会ができるのかなという思いはありますけれども、現時点では平群町は高校とのつき合いもない状態ですので、現時点では高校との関係では考えてはおらないところでございます。

○議長

下中君。

○11番

まずは町内の学校、そしてHEGURI WINDS！さんが頑張って一緒にやっただくということで、その輪を広げていただくようにいろんな工夫をしてもらうということ。教育委員会について、なかなか困難な状態であるということは重々承知でありますけれども、やはり楽しい町音楽の町ということも言えるように、そんなような環境づくりをお願いしたいと思います。

そして町内でまとまれば、その中にやはりもう一つ先輩格の高校生が来てもらうということも可能かと思っておりますので、その辺についてもやはりその少し先を見たところのように、いけるように教育委員会としていろんな方面から情報

収集をしてそういう演奏会ができる、開催できるというようなことを考えていただきたいと思います。それを要望して、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは、下中君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 2 時 4 1 分)